

令和6年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

令和7年12月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

令和6年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

目次

調査の概要	1
調査結果	3
1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等	3
(1) 相談・通報件数	3
(2) 相談・通報・届出者	3
(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績	4
(4) 事実確認の状況	4
(5) 事実確認調査の結果	6
(6) 虐待の有無の判断を行う体制と実績	7
(7) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況	7
(8) 虐待行為の種類と程度	8
(9) 被虐待者の状況	9
(10) 虐待者の状況	11
(11) 虐待の発生要因等	12
(12) 虐待への対応策	13
(13) 虐待等による死亡事例	14
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	15
2-1 市区町村における対応状況等	15
(1) 相談・通報件数	15
(2) 相談・通報・届出者	15
(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績	16
(4) 市区町村における事実確認の状況	16
(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績	18
(6) 都道府県への報告	18
(7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況	19
(8) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況	19
2-2 都道府県における対応状況等	20
(1) 市区町村からの報告事例	20
(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例	20
(3) 都道府県が直接把握した事例	20
(4) 虐待の事実が認められた事例件数	21
2-3 障害者虐待の事実が認められた事例について	22
(1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況	22
(2) 虐待行為の種類と生命・身体・生活への影響の程度	23
(3) 被虐待者の状況	23
(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況	24
(5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応	26

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	26
(7) 虐待等による死亡事例	27
3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等	28
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数	28
(2) 相談・通報・届出者（複数回答）	28
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	28
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数	28
(2) 相談内容に該当する機関	28
(3) 相談の対応状況	29
5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	30
(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	30
(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	33
参考資料1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較	36
参1-1 養護者による障害者虐待	36
参1-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	38
参考資料2. 事実確認調査実施状況（都道府県別）	40
参2-1 養護者による障害者虐待に関する事実確認調査の状況	40
参2-2 市区町村における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事実確認調査の状況	47

調査の概要

【調査目的】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成24年10月1日）を受けて、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国1,741市区町村及び47都道府県を対象に、令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
 - (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
 - (3) 事実確認の状況と結果
 - (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
 - (5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況
 - (6) 虐待行為の類型と程度
 - (7) 被虐待者等の状況
 - (8) 虐待への対応策
 - (9) 死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
 - (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
 - (3) 事実確認の状況と結果
 - (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
 - (5) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況
 - (6) 支給決定自治体として虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例における利用者に行った支援の状況
3. 使用者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
 - (1) 相談・通報件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1及び2における具体的内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）
虐待があった施設等の種別、虐待行為の類型、被虐待者等の状況、行政の対応等
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数（表1、表2）

令和6年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、11,656件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が11,556件、都道府県が受け付けた件数が100件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	681	東京都	776	滋賀県	157	香川県	47
青森県	115	神奈川県	1,562	京都府	188	愛媛県	35
岩手県	25	新潟県	449	大阪府	2,024	高知県	52
宮城県	304	富山県	50	兵庫県	526	福岡県	273
秋田県	35	石川県	171	奈良県	67	佐賀県	27
山形県	32	福井県	32	和歌山県	43	長崎県	46
福島県	115	山梨県	45	鳥取県	27	熊本県	161
茨城県	92	長野県	130	島根県	27	大分県	161
栃木県	43	岐阜県	62	岡山県	123	宮崎県	106
群馬県	68	静岡県	118	広島県	131	鹿児島県	104
埼玉県	778	愛知県	763	山口県	41	沖縄県	111
千葉県	651	三重県	53	徳島県	29	合計	11,656

市区町村が受け付けた件数が11,556件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は90.6%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は9.4%であった。

表2 養護者による障害者虐待の相談・通報窓口別件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	10,467	1,089	11,556
構成割合	90.6%	9.4%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた11,556件に対するもの。

(2) 相談・通報・届出者（表3-1、表3-2）

「警察」が55.9%と最も高く、次いで「本人による届出」が11.9%、「施設・事業所の職員」が9.9%、「相談支援専門員」が9.1%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数11,656件に対する割合を記載している。

表 3-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	1,383	277	152	16	352	33	1,064	1,159	42	6,511
構成割合	11.9%	2.4%	1.3%	0.1%	3.0%	0.3%	9.1%	9.9%	0.4%	55.9%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	470	151	23	335	49	12,017
構成割合	4.0%	1.3%	0.2%	2.9%	0.4%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数11,656件に対するもの

表 3-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	151	260	812	92	4	7	57	1,383
構成割合	10.9%	18.8%	58.7%	6.7%	0.3%	0.5%	4.1%	100.0%

(注)構成割合は、本人による届出件数1,383件に対するもの

(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表 4)

対応方針（初動対応）を協議した事例件数 11,617 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 95.6%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 82.7%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 12.8%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 10.4%であった。

表 4 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数		11,617	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	11,101	95.6%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	9,604	82.7%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,489	12.8%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	1,204	10.4%

(注)構成割合は、対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数11,617件に対するもの。

(4) 事実確認の状況（表 5、表 6、表 7）

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 11,656 と、昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 114 件を加えた 11,770 件のうち「事実確認調査を行った」が 9,962 件 (84.6%)、「事実確認調査を行っていない」が 1,808 件 (15.4%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 39 件を含む)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は108件（1.1%）であった。

法第11条に基づく立入調査以外の事実確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が3,871件（39.3%）、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が5,983件（60.7%）であった。

事実確認を行っていない事例1,808件の内訳は、「（都道府県又は市区町村において）相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が1,485件（82.1%）であった。

表5 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	9,962	84.6%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	9,854	(98.9%)
訪問調査により事実確認を行った事例	3,871	[39.3%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	5,983	[60.7%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	108	(1.1%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	23	[21.3%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	85	[78.7%]
事実確認調査を行っていない事例	1,808	15.4%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	1,485	(82.1%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	121	(6.7%)
他部署等への引継ぎ	202	(11.2%)
合計	11,770	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数11,656件と、前年度市区町村が事実確認調査を繰り越した事例114件を加えた11,770件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日（当日）」が42.9%、「1日（翌日）」が14.0%であった。「2日」までを合わせ48時間以内に事実確認を行った割合は62.6%、一方、事実確認を行うまでに3日以上の日数を要した割合は37.4%であった。

表6 事実確認を行うまでの日数

	0日 (当日)	1日 (翌日)	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	4,272	1,392	576	1,443	1,022	499	234	524	9,962
構成割合	42.9%	14.0%	5.8%	14.5%	10.3%	5.0%	2.3%	5.3%	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例9,962件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「障害福祉サービス等に関する相談や質問」が2.1%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらなると考えられる事例」が27.0%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が44.9%、「その他」が24.2%であった。

表7 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
障害福祉サービス等に関する相談や質問	31	2.1%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらなると考えられる事例	401	27.0%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	667	44.9%
その他	359	24.2%

(注)構成割合は、事実確認調査不要と判断した事例1,485件に対するもの。

(5) 事実確認調査の結果 (表 8-1、表 8-2、表 9、表 10)

事実確認調査の結果、市区町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」(以下、虐待判断事例という。)の件数は2,503件であり、事実確認調査を行った件数の24.7%を占めた。なお、事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)は316件(3.1%)であった。

表 8-1 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	2,503	24.7%
虐待ではないと判断した事例	4,713	46.5%
虐待の判断に至らなかった事例	2,594	25.6%
事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)	316	3.1%
合計	10,126	100.0%

(注)構成割合は、前年度に虐待の有無の判断を繰り越した事例(事実確認調査を実施して、虐待の有無の判断を繰り越した事例)164件と、本年度に事実確認調査を行った件数9,962件の合計に対するもの。

表 8-2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	68	東京都	187	滋賀県	84	香川県	14
青森県	44	神奈川県	218	京都府	100	愛媛県	7
岩手県	8	新潟県	81	大阪府	299	高知県	15
宮城県	78	富山県	20	兵庫県	104	福岡県	72
秋田県	7	石川県	59	奈良県	13	佐賀県	9
山形県	16	福井県	14	和歌山県	20	長崎県	18
福島県	51	山梨県	13	鳥取県	6	熊本県	23
茨城県	20	長野県	44	島根県	9	大分県	4
栃木県	15	岐阜県	21	岡山県	65	宮崎県	22
群馬県	7	静岡県	62	広島県	44	鹿児島県	13
埼玉県	103	愛知県	243	山口県	14	沖縄県	23
千葉県	117	三重県	19	徳島県	10	合計	2,503

虐待ではないと判断した理由としては、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらなると考えられる事例」が37.1%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が41.5%、「その他」が22.5%であった。

表 9 虐待ではないと判断した理由 (複数回答)

	件数	構成割合
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらなると考えられる事例	1,749	37.1%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	1,958	41.5%
その他	1,062	22.5%

(注)構成割合は、虐待ではないと判断した事例4,713件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が86.1%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が7.5%、「その他」が7.4%であった。

表 10 虐待の判断に至らなかった理由（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	2,233	86.1%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまるか確認できない事例	194	7.5%
その他	193	7.4%

(注)構成割合は、虐待の判断に至らなかった事例2,594件に対するもの。

(6) 虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 11）

虐待の有無の判断を行った協議件数 9,810 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 95.0%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 83.3%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 15.0%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 10.0%であった。

表 11 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

	件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数	9,810	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	9,315 95.0%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	8,176 83.3%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,475 15.0%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	980 10.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例10,126件のうち、事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)に繰り越した316件を除く件数に対するもの。

(7) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況（表 12-1、表 12-2）

表 8-1「虐待ではないと判断した事例」及び「虐待の判断に至らなかった事例」に関する支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 63.8%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言」が 62.2%と最も高く、次いで「本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」が 27.7%、「定期的な見守りの実施」が 27.1%であった。

表 12-1 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	4,665	63.8%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	2,642	36.2%
合計	7,307	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待ではないと判断した事例+虐待の判断に至らなかった事例)7,307件に対するもの。

表 12-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
本人(相談者)や養護者に対する傾聴・助言	2,902	62.2%
本人(相談者)や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	1,291	27.7%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	14	0.3%
新たに障害福祉サービスを利用	245	5.3%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	259	5.6%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	104	2.2%
定期的な見守りの実施	1,262	27.1%
その他	225	4.8%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った4,665件に対するもの。

以下、表 8-1「市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）」の 2,503 件を対象に、虐待行為の種類や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

（8）虐待行為の種類と程度

ア. 虐待行為の種類（複数回答）（表 13-1、表 13-2）

虐待行為の種類では、「身体的虐待」が 66.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 31.9%、「経済的虐待」が 16.5%、「放棄、放置」が 11.5%、「性的虐待」が 2.3%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは 23 件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」、「心理的虐待」の割合が高く、逆に男性では「放棄、放置」や「経済的虐待」の割合が高い。

※1 件の事例に対し、複数の虐待行為の種類に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 2,503 件と一致しない。

※性別については、不明の 1 件を除いている。

表 13-1 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,654	57	799	289	412	3,211
構成割合	66.1%	2.3%	31.9%	11.5%	16.5%	-

（注）構成割合は、虐待判断事例件数 2,503 件に対するもの。

表 13-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の種類（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計	
被虐待者の性別	男性	件数	561	3	249	122	200	1,135
	構成割合	62.8%	0.3%	27.9%	13.7%	22.4%	-	
女性	件数	1,093	54	550	167	211	2,075	
	構成割合	67.3%	3.3%	33.9%	10.3%	13.0%	-	

（注）構成割合は、被虐待者数（男性 893 人、女性 1,624 人、性別不明は除く）に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 14）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が 57.7%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が 31.4%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が 10.9%を占めた。

表 14 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,852	57.7%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	1,009	31.4%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	350	10.9%
合計	3,211	100.0%

（注）構成割合は、虐待行為の合計件数 3,211 件に対するもの。

ウ. 経済的虐待の内容（複数回答）（表 15）

経済的虐待の内容は、「障害年金」が 68.2%、「その他」が 39.6%を占めている。

※1 件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 412 件と一致しない。

表 15 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	281	6	10	163	460
構成割合	68.2%	1.5%	2.4%	39.6%	-

(注)構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数412件に対するもの。

(9) 被虐待者の状況

1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数2,503件に対し被虐待者数は2,518人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表16、表17）

性別では「女性」が64.5%、「男性」が35.5%と、「女性」が全体の6割強を占めていた。なお被虐待者数には不明1名が含まれている。年齢階級別では「50～59歳」が22.8%と多く、次いで「20～29歳」が22.3%、「40～49歳」が18.3%、「30～39歳」が17.9%であった。

表 16 被虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	893	1,624	1	2,518
構成割合	35.5%	64.5%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

表 17 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	158	562	450	462	573	250	61	2	2,518
構成割合	6.3%	22.3%	17.9%	18.3%	22.8%	9.9%	2.4%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表18）

被虐待者の障害種別では、「精神障害」が47.6%と最も多く、次いで「知的障害」が43.0%、「身体障害」が15.9%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数2,518人と一致しない。

表 18 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	400	1,083	1,199	109	74	2,865
構成割合	15.9%	43.0%	47.6%	4.3%	2.9%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表19、表20）

被虐待者2,518人のうち、障害支援区分のある者が全体の47.4%、障害支援区分がない者は50.8%であった。区分がある者のうち「区分4」が全体の12.0%、次いで「区分3」が11.6%、「区分2」が9.2%であった。

また、行動障害がある者が全体の23.4%を占めていた。

表 19 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	13	232	291	301	157	198	1,280	46	2,518
構成割合	0.5%	9.2%	11.6%	12.0%	6.2%	7.9%	50.8%	1.8%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

表 20 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては ないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	208	36	346	1,858	70	2,518
構成割合	8.3%	1.4%	13.7%	73.8%	2.8%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表 21）

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が54.2%と最も多く、「自立支援医療」が28.5%であった。サービスの利用がない者は27.1%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数2,518人と一致しない。

表 21 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	成年後見制度	日常生活自立支援事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	1,366	18	718	220	60	36	27	77	683	11	3,216
構成割合	54.2%	0.7%	28.5%	8.7%	2.4%	1.4%	1.1%	3.1%	27.1%	0.4%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

オ. 虐待者との同居・別居の状況（表 22）

「虐待者と同居」が84.2%を占めている状況であった。

表 22 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	2,121	363	33	1	2,518
構成割合	84.2%	14.4%	1.3%	0.0%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 23）

被虐待者を含む世帯構成は「両親」と同居する者が14.0%、「その他」が13.9%、「配偶者」と同居する者が12.5%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の46.6%を占めていた。

表 23 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	243	314	213	352	287	97	51	236
構成割合	9.7%	12.5%	8.5%	14.0%	11.4%	3.9%	2.0%	9.4%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	149	143	81	351	1	2,518
構成割合	5.9%	5.7%	3.2%	13.9%	0.0%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

(10) 虐待者の状況

1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 2,503 件に対し虐待者数は 2,701 人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 24、表 25）

虐待者の性別では、「男性」が 63.3%、「女性」が 36.7%と、「男性」が全体の 6 割強を占めていた。年齢別階級では、「60 歳以上」が 38.5%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 26.7%、「40～49 歳」が 16.3%の順であった。50 歳以上の虐待者が全体の 65.2%を占めていた。

表 24 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,711	990	0	2,701
構成割合	63.3%	36.7%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,701人に対するもの。

表 25 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	7	174	243	439	722	1,040	76	2,701
構成割合	0.3%	6.4%	9.0%	16.3%	26.7%	38.5%	2.8%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,701人に対するもの。

イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄（表 26）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「母」が 24.1%と最も多く、次いで「父」22.8%、「夫」16.7%、「兄弟」11.3%、「その他」10.6%、「姉妹」4.9%の順であった。

表 26 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	616	651	451	78	97	51	3	5
構成割合	22.8%	24.1%	16.7%	2.9%	3.6%	1.9%	0.1%	0.2%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	306	131	8	17	287	0	2,701
構成割合	11.3%	4.9%	0.3%	0.6%	10.6%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,701人に対するもの。

(11) 虐待の発生要因等

ア. 虐待の発生要因や状況（複数回答）（表 27）

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が40.1%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が23.9%、「虐待者の介護疲れ」が20.9%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が23.5%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も11.8%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が45.0%で最も多く、次いで「家庭における経済的困窮（経済的問題）」も17.0%となっている。

表 27 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	527	603	169	469	206	1,009	413	217
構成割合	20.9%	23.9%	6.7%	18.6%	8.2%	40.1%	16.4%	8.6%

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	591	296	223	1,132	429	323	80
構成割合	23.5%	11.8%	8.9%	45.0%	17.0%	12.8%	3.2%

(注) 構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無（表 28）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が全体の52.1%を占めていた。一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は11.3%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は23.6%であった。

表 28 過去の虐待の有無

	過去に虐待と判断されていた	虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	284	594	1,311	329	2,518
構成割合	11.3%	23.6%	52.1%	13.1%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

(12) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表 29)

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は785人(31.2%)であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない)」は1,213人(48.2%)であった。

表 29 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	785	31.2%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない被虐待者数)	1,213	48.2%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	300	11.9%
その他	134	5.3%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	86	3.4%
合計	2,518	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,518人に対するもの。

イ. 分離の有無に関わらず行った対応の内訳(複数回答)(表 30)

分離の有無に関わらず行った対応は、「養護者に対する助言・指導」が50.3%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が38.9%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が14.8%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が14.5%、「その他」が7.2%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が4.9%であった。

表 30 分離の有無に関わらず行った対応の内訳(複数回答)

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	1,224	50.3%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	19	0.8%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	353	14.5%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	360	14.8%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	119	4.9%
再発防止のための定期的な見守りの実施	945	38.9%
その他	174	7.2%
合計	3,194	-

(注)構成割合は、「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数86人を除く2,432人に対するもの。

ウ. 分離を行った事例における対応の内訳(表 31)

ア. のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が43.4%と最も多く、次いで「その他」が22.3%、「医療機関への一時入院」が14.8%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が13.0%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が6.5%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は25.2%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者51人では39人(76.5%)に面会制限が行われていた。

表 31 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	341	43.4%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	51	6.5%
措置による分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	39	(76.5%)
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	102	13.0%
医療機関への一時入院	116	14.8%
その他	175	22.3%
合計	785	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	198	(25.2%)

(注) 構成割合は、分離を行った被虐待者数785人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「新たに成年後見制度を利用開始済み」が89人、「利用手続き中」が92人であり、これらを合わせた181人のうち市町村長申立の事例は94人(51.9%)を占めていた。

また、「新たに日常生活自立支援事業の利用開始」は29人であった。

(13) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は3件報告された。

1件目は、被虐待者の性別は「男性」であり、年齢は「40～44歳」、障害種別は「身体障害・知的障害」であった。虐待者は1人、性別は「男性」、続柄は「父」であった。虐待行為の類型は、「身体的虐待」であった。

2件目は、被虐待者の性別は「女性」であり、年齢は「50～59歳」、障害種別は「精神障害」であった。虐待者は1人、性別は「女性」、続柄は「母」であった。虐待行為の類型は、「身体的虐待」であった。

3件目は、被虐待者の性別は「男性」であり、年齢は「50～59歳」、障害種別は「身体障害・知的障害」であった。虐待者は1人、性別は「男性」、続柄は「父」であった。虐待行為の類型は、「身体的虐待」であった。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

2-1 市区町村における対応状況等

(1) 相談・通報件数（表 32、表 33）

令和6年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、5,870件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が5,607件、都道府県が受け付けた件数が263件であった。

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	192	東京都	688	滋賀県	123	香川県	37
青森県	36	神奈川県	485	京都府	96	愛媛県	34
岩手県	20	新潟県	74	大阪府	481	高知県	57
宮城県	129	富山県	31	兵庫県	229	福岡県	215
秋田県	16	石川県	38	奈良県	101	佐賀県	34
山形県	40	福井県	47	和歌山県	46	長崎県	77
福島県	88	山梨県	53	鳥取県	31	熊本県	61
茨城県	117	長野県	88	島根県	24	大分県	47
栃木県	80	岐阜県	85	岡山県	103	宮崎県	59
群馬県	93	静岡県	117	広島県	75	鹿児島県	74
埼玉県	267	愛知県	487	山口県	55	沖縄県	66
千葉県	330	三重県	107	徳島県	37	合計	5,870

市区町村が受け付けた件数が5,607件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は88.0%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は12.0%であった。

表 33 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報窓口別件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	4,936	671	5,607
構成割合	88.0%	12.0%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた5,607件に対するもの。

(2) 相談・通報・届出者（表 34）

サービス管理責任者やサービス提供責任者、その他の職員等、「当該施設・事業所職員」による通報が20.5%と最も多く、次いで「当該施設・事業所_設置者・管理者」による通報が16.5%、「本人による届出」が13.8%、「家族・親族」による通報が10.0%であった。

「当該施設・事業所職員」の内訳は、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」の合計は4.4%、「その他の職員」は16.1%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数5,870件に対する割合を記載している。

表 34 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員			
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	812	585	157	2	109	35	476	969	222	15	24	945
構成割合	13.8%	10.0%	2.7%	0.0%	1.9%	0.6%	8.1%	16.5%	3.8%	0.3%	0.4%	16.1%

	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	265	108	2	276	352	103	11	14	16	399	362	6,259
構成割合	4.5%	1.8%	0.0%	4.7%	6.0%	1.8%	0.2%	0.2%	0.3%	6.8%	6.2%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数5,870件に対するもの。

(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表 35)

市町村が対応方針（初動対応）を協議した事例件数 5,965 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 94.5%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 85.6%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 11.6%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 8.5%であった。

表 35 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数		5,965	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	5,634	94.5%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	5,105	85.6%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	689	11.6%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	505	8.5%

(注)構成割合は、対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数5,965件に対するもの。

(4) 市区町村における事実確認の状況（表 36-1、表 36-2、表 36-3、表 36-4）

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 5,607 件、都道府県から連絡のあった 358 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 460 件の計 6,425 件うち、「事実確認調査を行った」が 5,249 件 (81.7%)、「事実確認調査中の事例（虐待の有無の判断は次年度）」が 430 件 (6.7%)、「事実確認調査を行っていない」が 746 件 (11.6%)であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 1,467 件 (27.9%)である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 1,628 件 (31.0%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 2,154 件 (41.0%)であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 536 件 (71.8%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 114 件 (15.3%)であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 11 件 (1.5%)であった。

表 36-1 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	5,249	81.7%
虐待の事実が認められた事例	1,467	(27.9%)
虐待の事実が認められなかった事例	1,628	(31.0%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	2,154	(41.0%)
事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)	430	6.7%
事実確認調査を行っていない事例	746	11.6%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	536	(71.8%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	114	(15.3%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	11	(1.5%)
その他	85	(11.4%)
合計	6,425	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数5,607件、都道府県から市区町村へ連絡された件数358件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例460件の合計6,425件に対するもの。

虐待の事実が認められなかった理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなないと考えられる事例」が12.8%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が58.9%、「その他」が28.8%であった。

表 36-2 虐待の事実が認められなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらなないと考えられる事例	208	12.8%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	959	58.9%
その他	469	28.8%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められなかった事例1,628件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が92.7%、「任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)」が1.0%、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が1.4%、「その他」が5.2%であった。

表 36-3 虐待の判断に至らなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	1,996	92.7%
任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)	21	1.0%
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまるか確認できない事例	31	1.4%
その他	113	5.2%

(注)構成割合は、虐待の事実の判断に至らなかった事例2,154件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなないと考えられる事例」が10.1%、「サービスに対する苦情等と考えられる事例」が33.0%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が47.6%、「その他」が27.8%であった。

表 36-4 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	54	10.1%
サービスに対する苦情等と考えられる事例	177	33.0%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	255	47.6%
その他	149	27.8%

(注)構成割合は、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例536件に対するもの。

(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 37）

虐待の有無の判断を行った協議件数（事実確認調査を行った事例）5,249 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 94.8%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 87.3%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 11.4%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 10.4%であった。

表 37 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

	件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数	5,249	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	4,976 94.8%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	4,581 87.3%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	600 11.4%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	546 10.4%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例5,249件に対するもの。

(6) 都道府県への報告（表 38）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

令和 6 年度において、市区町村から都道府県へ 1,482 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 1,467 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 15 件であった。

表 38 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	1,467	99.0%
報告済み	1,467	(100.0%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	15	1.0%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	4	(26.7%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	11	(73.3%)
合計	1,482	100.0%

(注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数1,482件に対するもの。

(7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況 (表 39-1、表 39-2)

表 36-1「虐待の事実が認められた事例」に関する被虐待者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 40.1%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 58.8%と最も高く、次いで「サービス等利用計画を見直した」が 25.5%であった。

表 39-1 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	588	40.1%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	851	58.0%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	28	1.9%
合計	1,467	100.0%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例1,467件に対するもの。

表 39-2 追加や見直しを行った支援の内容 (複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	13	2.2%
サービス等利用計画を見直した	150	25.5%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	10	1.7%
定期的な見守りの実施	346	58.8%
その他の保護(病院への一時入院等)	16	2.7%
その他	129	21.9%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った588件に対するもの。

(8) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況 (表 40-1、表 40-2)

表 36-1「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する利用者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 35.0%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 49.4%と最も高く、次いで「利用者に対する傾聴・助言」が 40.1%であった。

表 40-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	1,323	35.0%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった) ※支援状況不明を含む	2,333	61.7%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中、または不明	126	3.3%
合計	3,782	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例+虐待の判断に至らなかった事例)3,782件に対するもの。

表 40-2 追加や見直しを行った支援の内容 (複数回答)

	件数	構成割合
利用者に対する傾聴・助言	531	40.1%
サービス等利用計画を見直した	230	17.4%
定期的な見守りの実施	653	49.4%
その他	206	15.6%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った1,323件に対するもの。

2-2 都道府県における対応状況等

(1) 市区町村からの報告事例 (表 41)

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数 (表 38) には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 1,259 件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 1,246 件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 13 件であった。

表 41 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	1,246	99.0%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	13	1.0%
合計	1,259	100.0%

(注) 構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数 1,259 件に対するもの。

なお、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等を除いたため、表 38 と一致しない。

(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例 (表 42)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 13 件及び昨年度調査において「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例として市区町村からの報告があったもので、後日、事実確認調査を予定または要否を検討中」であった 2 件の計 15 件のうち、14 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 9 件、「虐待ではないと判断した事例」が 3 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 2 件であった。

表 42 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	9	60.0%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	3	20.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	2	13.3%
事実確認調査中の事例 (虐待の有無の判断は今後)	0	0.0%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例 (現在確認中を含む)	1	6.7%
合計	15	100.0%

(注) 構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数 13 件に、前年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例 (現在確認中を含む) で、該当年度に事実確認を行った事例 2 件を加えた 15 件に対するもの。

(3) 都道府県が直接把握した事例 (表 43)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 269 件のうち 215 件が市区町村に連絡されていた (1 件の事例に対し複数の支給決定を行った市町村に連絡する場合があるため市町村が連絡を受けた件数としては 358 件)。残り 54 件のうち 37 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 12 件、「虐待ではないと判断した事例」が 13 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 12 件であった。

表 43 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	263	-
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	3	-
	監査・実地指導等により判明した事例	3	-
	計	269	-
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		215	79.9%
都道府県が対応した件数		54	20.1%
内訳	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	12	(22.2%)
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	13	(24.1%)
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	12	(22.2%)
	事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は今後)	0	(0.0%)
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	1	(1.9%)
	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	16	(29.6%)

(注) 構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例263件、昨年度から繰り越した事例3件、監査・実地指導等により判明した事例3件の計269件に対するもの。

(4) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 44-1、表 44-2)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が1,246件(表41)、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が9件(表42)、都道府県が直接把握した事例が12件(表43)であり、これらを合わせた総数は、1,267件(表44-1)であった。これを都道府県別にみると表44-2のとおりである。

表 44-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	1,246	9	12	1,267

表 44-2 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

	件数		件数		件数		
北海道	43	東京都	108	滋賀県	32	香川県	5
青森県	11	神奈川県	115	京都府	35	愛媛県	6
岩手県	3	新潟県	28	大阪府	106	高知県	17
宮城県	24	富山県	12	兵庫県	48	福岡県	31
秋田県	3	石川県	12	奈良県	26	佐賀県	6
山形県	5	福井県	17	和歌山県	12	長崎県	12
福島県	20	山梨県	8	鳥取県	9	熊本県	12
茨城県	39	長野県	14	島根県	5	大分県	4
栃木県	18	岐阜県	20	岡山県	20	宮崎県	10
群馬県	16	静岡県	29	広島県	12	鹿児島県	13
埼玉県	60	愛知県	120	山口県	13	沖縄県	17
千葉県	70	三重県	16	徳島県	5	合計	1,267

2-3 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた1,267件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況（表45、表46）

「共同生活援助」が31.6%と最も多く、次いで「障害者支援施設」が19.2%、「放課後等デイサービス」が12.4%、「生活介護」が11.3%、「就労継続支援B型」が7.8%の順であった。

表45 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	243	19.2%
居宅介護	27	2.1%
重度訪問介護	10	0.8%
同行援護	0	0.0%
行動援護	5	0.4%
療養介護	44	3.5%
生活介護	143	11.3%
短期入所	33	2.6%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	8	0.6%
就労継続支援A型	40	3.2%
就労継続支援B型	99	7.8%
自立生活援助事業	0	0.0%
就労定着支援事業	0	0.0%
共同生活援助	401	31.6%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	4	0.3%
移動支援	12	0.9%
地域活動支援センター	8	0.6%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	24	1.9%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	157	12.4%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援	0	0.0%
合計	1,267	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数1,267件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

1,267施設・事業所のうち、障害者虐待防止法施行（平成24年10月）以降において、「虐待が疑われる相談・通報・届出」があった施設・事業所は393、「虐待の事実が認められた事例」があった施設・事業所は294、「改善勧告等の措置」があった施設・事業所は40であった。

表46 施設・事業所の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	393	31.0%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待の事実が認められた事例の有無	294	23.2%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	40	3.2%

(注)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数1,267件に対するもの。

(2) 虐待行為の類型と生命・身体・生活への影響の程度

ア. 虐待行為の類型（複数回答）（表 47）

虐待行為の類型（複数回答）は、「身体的虐待」が51.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が47.3%、「性的虐待」が11.1%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは104件であった。

表 47 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	654	141	599	108	91	1,593
構成割合	51.6%	11.1%	47.3%	8.5%	7.2%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,267件に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 48）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が70.9%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が22.8%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が6.3%であった。

表 48 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,129	70.9%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	363	22.8%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	101	6.3%
合計	1,593	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

(3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の29件を除く1,238件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、1,238件の事例に対し被虐待者数は2,010人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 49、表 50）

性別については、「男性」が65.6%、「女性」が34.4%と、全体の7割弱が「男性」であった。

年齢については、「20～29歳」が18.2%、「50～59歳」が17.6%、「40～49歳」が16.1%、「～19歳」が15.5%、「30～39歳」が14.2%であった。

表 49 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	1,319	691	2,010
構成割合	65.6%	34.4%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった29件を除く1,238件の事例を集計。

表 50 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	312	365	285	324	354	130	117	123	2,010
構成割合	15.5%	18.2%	14.2%	16.1%	17.6%	6.5%	5.8%	6.1%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった29件を除く1,238件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 51）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 67.9%と最も多く、次いで「身体障害」が 21.3%、「精神障害」が 17.2%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 2,010 人と一致しない。

表 51 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	429	1,364	346	88	33	138	2,398
構成割合	21.3%	67.9%	17.2%	4.4%	1.6%	6.9%	-

（注）被虐待者が特定できなかった29件を除く1,238件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,010人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 52、表 53）

被虐待者 2,010 人のうち、障害支援区分のある者が 73.7%を占めていた。「区分 6」が全体の 32.1%と最も多く、次いで「区分 5」が 15.5%、「区分 4」が 12.9%であった。また、行動障害がある者が全体の 38.2%を占めていた。

表 52 被虐待者の障害支援区分

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	なし	不明	合計
人数	4	90	170	260	311	646	342	187	2,010
構成割合	0.2%	4.5%	8.5%	12.9%	15.5%	32.1%	17.0%	9.3%	100.0%

（注）被虐待者が特定できなかった29件を除く1,238件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,010人に対するもの。

表 53 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては いないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	513	16	238	622	621	2,010
構成割合	25.5%	0.8%	11.8%	30.9%	30.9%	100.0%

（注）被虐待者が特定できなかった29件を除く1,238件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,010人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

（4）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の 92 件を除く 1,175 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、1,175 件の事例に対し虐待者数は 1,421 人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 54、表 55）

「男性」が 66.3%、「女性」が 33.7%であった。年齢については、「不明」が 27.7%を占めるものの、「60 歳以上」が 21.5%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 16.8%、「40～49 歳」が 14.9%であった。

表 54 虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	942	479	1,421
構成割合	66.3%	33.7%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,421人に対するもの。

表 55 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	114	157	212	239	306	393	1,421
構成割合	8.0%	11.0%	14.9%	16.8%	21.5%	27.7%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,421人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態 (表 56、表 57)

「生活支援員」が43.4%、「管理者」が10.1%、「世話人」が9.9%、「その他従事者」が7.1%、「サービス管理責任者」が6.3%であった。

雇用形態は、「正規職員」が55.3%、「非正規職員」が19.4%、「不明」が25.3%であった。

表 56 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	90	6.3%
管理者	144	10.1%
医師	1	0.1%
設置者・経営者	32	2.3%
看護職員	38	2.7%
生活支援員	617	43.4%
理学療法士	1	0.1%
作業療法士	6	0.4%
言語聴覚士	2	0.1%
職業指導員	35	2.5%
就労支援員	8	0.6%
地域生活支援員(自立生活援助)	0	0.0%
就労定着支援員(就労定着支援)	1	0.1%
サービス提供責任者	5	0.4%
世話人	140	9.9%
機能訓練指導員	1	0.1%
相談支援専門員	3	0.2%

	件数	構成割合
地域移行支援員	0	0.0%
指導員	13	0.9%
保育士	27	1.9%
児童発達支援管理責任者	27	1.9%
機能訓練担当職員	1	0.1%
児童指導員	62	4.4%
栄養士	0	0.0%
調理員	3	0.2%
訪問支援員	4	0.3%
居宅介護従業者	17	1.2%
重度訪問介護従業者	5	0.4%
行動援護従業者	4	0.3%
同行援護従業者	0	0.0%
その他従事者	101	7.1%
不明	33	2.3%
合計	1,421	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,421人に対するもの。

表 57 虐待者の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	786	55.3%
非正規職員	276	19.4%
不明	359	25.3%
合計	1,421	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,421人に対するもの。

(5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表 58）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が67.5%で最も多く、次いで「倫理観や理念の欠如」が60.2%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が58.7%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も2~3割となっている。

表 58 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	793	67.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	690	58.7%
倫理観や理念の欠如	707	60.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	289	24.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	350	29.8%

(注) 構成割合は、虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件に対するもの。

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 59）

虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が69.4%、「虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知」割合が59.7%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が57.1%、「通報義務の履行」割合が51.5%であった。

表 59 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	723	57.1%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	879	69.4%
虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知	757	59.7%
通報義務の履行	653	51.5%

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数1,267件に対するもの。

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 60-1、表 60-2、表 60-3、表 60-4）

虐待の事実が認められた事例1,267件のうち、市区町村又は都道府県が行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が826件、「改善計画の提出依頼」が849件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が380件であった。

表 60-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	826
	改善計画の提出依頼	849
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	380

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が262件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が77件、「改善命令」が15件、「指定の効力の全部又は一部停止」が32件、「指定取消」が5件であった。その他都道府県等による一般指導は386件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 60-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	262
	改善勧告	77
	改善勧告に従わない場合の公表	10
	改善命令	15
	指定の効力の全部又は一部停止	32
	指定取消	5
	合計	401
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	386

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が1,027件、「勧告・命令等への対応」が74件であった。

表 60-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	1,027
	勧告・命令等への対応	74

（注）「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出（726件）以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数（301件）も含まれる。

当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言は42件であった。

表 60-4 当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言

	件数
当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言	42

（7）虐待等による死亡事例

障害者福祉施設従事者等からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は0件であった。

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和6年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は658件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が502件、都道府県が受け付けた件数が156件であった。

(2) 相談・通報・届出者（複数回答）（表61）

「本人による届出」が51.1%、「家族・親族」による通報が9.7%、「その他」による通報が9.3%、「相談支援専門員」による通報が6.2%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数658件に対する割合を記載している。

表61 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	336	64	18	0	7	0	41	39	13
構成割合	51.1%	9.7%	2.7%	0.0%	1.1%	0.0%	6.2%	5.9%	2.0%

	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業者等	その他	不明	合計
件数	31	8	6	20	1	61	32	677
構成割合	4.7%	1.2%	0.9%	3.0%	0.2%	9.3%	4.9%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数658件に対するもの。

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和6年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待に関する相談・通報件数は1,200件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が436件、都道府県が受け付けた件数が764件であった。

(2) 相談内容に該当する機関（表62）

(1)の相談内容に該当する機関は「学校」が2.3%、「保育所等」が0.1%、「医療機関」が45.5%、「官公署等」が12.3%であった。

表62 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
学校	28	2.3%
保育所等	1	0.1%
医療機関	546	45.5%
官公署等	148	12.3%
その他	416	34.7%
不明	61	5.1%
合計	1,200	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数1,200件に対するもの。

(3) 相談の対応状況 (表 63)

(1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例が 500 件であった。このうち、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 18 件、「保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 1 件、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 372 件、「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 33 件、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 76 件であった。

表 63 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	500	43.9%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	18	(3.6%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	1	(0.2%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	372	(74.4%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	33	(6.6%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	76	(15.2%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	639	56.1%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	10	(1.6%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	0	(0.0%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	174	(27.2%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	115	(18.0%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	340	(53.2%)
合計	1,139	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数 1,200 件から該当機関が不明の 61 件を除いた 1,139 件に対するもの。() 内は各内訳での構成割合。

5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、令和6年度末の状況を調査した。

(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況（表 64）

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の 8 割弱、委託のみで行っている市区町村は約 1 割であった。

表 64 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について（令和 6 年度末）

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市区町村数	1,332
		構成割合	76.7%
	委託のみ	市区町村数	203
		構成割合	11.7%
	直営と委託の両方	市区町村数	202
		構成割合	11.6%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 65-1～表 65-3）

令和 6 年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 65-1 に示す。

表 65-1 市区町村における体制整備等に関する状況 (令和6年度末)

		実施済み	未実施		
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,319	418		
	構成割合	75.9%	24.1%		
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,096	641		
	構成割合	63.1%	36.9%		
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	1,439	298		
	構成割合	82.8%	17.2%		
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,176	561		
	構成割合	67.7%	32.3%		
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	618	1,119		
	構成割合	35.6%	64.4%		
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	809	928		
	構成割合	46.6%	53.4%		
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	626	1,111		
	構成割合	36.0%	64.0%		
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	1,056	681		
	構成割合	60.8%	39.2%		
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	620	436		
	構成割合	58.7%	41.3%		
	うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	300	756
		構成割合	28.4%	71.6%	
		高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	463	593
		構成割合	43.8%	56.2%	
		配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	232	824
構成割合		22.0%	78.0%		
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	283	773		
構成割合	26.8%	73.2%			
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	587	469		
構成割合	55.6%	44.4%			
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数	1,174	563		
	構成割合	67.6%	32.4%		
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	966	771	
		構成割合	55.6%	44.4%	
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	648	1,089	
		構成割合	37.3%	62.7%	
法に定める警察署長に対する援助要請等、警察との協力体制の確保	市区町村数	630	1,107		
	構成割合	36.3%	63.7%		
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	715	1,022		
	構成割合	41.2%	58.8%		
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市区町村数	847	890		
	構成割合	48.8%	51.2%		
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	697	1,040	
	構成割合	40.1%	59.9%		
	業務指針の作成	市区町村数	439	1,298	
	構成割合	25.3%	74.7%		
対応フロー図の作成	市区町村数	784	953		
構成割合	45.1%	54.9%			
事例集の作成	市区町村数	113	1,624		
構成割合	6.5%	93.5%			
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	827	910		
	構成割合	47.6%	52.4%		
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	498	1,239	
	構成割合	28.7%	71.3%		
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	492	1,245	
	構成割合	28.3%	71.7%		
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	419	1,318	
構成割合	24.1%	75.9%			
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	397	1,340		
構成割合	22.9%	77.1%			
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市区町村数	554	1,183		
	構成割合	31.9%	68.1%		

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）状況について回答を求めたところ、882市区町村が実施済みであった。

表 65-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）	市区町村数	882	855
	構成割合	50.8%	49.2%

（注）構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,439自治体（表 65-1）である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、社会福祉士が1,083自治体（62.3%）、「保健師」が873自治体（50.3%）、「精神保健福祉士」が610自治体（35.1%）と多かった。

表 65-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	市区町村数	873	864
	構成割合	50.3%	49.7%
社会福祉士	市区町村数	1,083	654
	構成割合	62.3%	37.7%
精神保健福祉士	市区町村数	610	1,127
	構成割合	35.1%	64.9%
介護福祉士	市区町村数	290	1,447
	構成割合	16.7%	83.3%
社会福祉主事	市区町村数	467	1,270
	構成割合	26.9%	73.1%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	市区町村数	293	1,444
	構成割合	16.9%	83.1%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	61	1,676
	構成割合	3.5%	96.5%
その他	市区町村数	116	1,621
	構成割合	6.7%	93.3%
その他の主な具体例	医師、看護師、准看護師、弁護士、行政書士、学識者、保育士、作業療法士、理学療法士、臨床心理士、公認心理師、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、児童福祉司、手話通訳士、言語聴覚士、聴覚障害者相談員（聴覚障害当事者）、介護支援専門員、主任介護支援専門員、児童発達支援士、警察OB		

（注）構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況 (表 66)

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみで行っている都道府県は 3 割弱であった。

表 66 障害者権利擁護センターの設置状況について（令和 6 年度末）

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	13
		構成割合	27.7%
	直営と委託の両方	都道府県数	4
		構成割合	8.5%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 67-1～表 67-3)

令和 6 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 67-1 に示す。

表 67-1 都道府県における体制整備等に関する状況 (令和6年度末)

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	47	0	
	構成割合	100.0%	0.0%	
住民への通報義務の周知	都道府県数	47	0	
	構成割合	100.0%	0.0%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	37	10	
	構成割合	78.7%	21.3%	
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	45	2	
	構成割合	95.7%	4.3%	
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数	3	44
	構成割合	6.4%	93.6%	
未受講者への受講勧奨	施設・事業所単位での研修未受講を把握している	都道府県数	16	31
	構成割合	34.0%	66.0%	
伝達研修実施状況の把握	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数	10	37
	構成割合	21.3%	78.7%	
受講者拡大への対応	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数	13	34
	構成割合	27.7%	72.3%	
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講可能とするような、受講者拡大の対応を行っている(一部でも可)	都道府県数	31	16
	構成割合	66.0%	34.0%	
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	33	14	
	構成割合	70.2%	29.8%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	1	
	構成割合	97.9%	2.1%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	8	39	
	構成割合	17.0%	83.0%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなNW構築に限らず既存の協議会等の組織、NWを活用している場合も含む)	都道府県数	27	20	
	構成割合	57.4%	42.6%	
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携等、警察との協力体制の確保	都道府県数	27	20	
	構成割合	57.4%	42.6%	
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携等、労働局との協力体制の確保	都道府県数	39	8	
	構成割合	83.0%	17.0%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置等を採用するために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との協力体制の確保	都道府県数	10	37	
	構成割合	21.3%	78.7%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介等の実施	都道府県数	45	2	
	構成割合	95.7%	4.3%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施	都道府県数	46	1	
	構成割合	97.9%	2.1%	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	40	7	
	構成割合	85.1%	14.9%	
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数	都道府県数	2	45	
	構成割合	4.3%	95.7%	
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	24	23
	構成割合	51.1%	48.9%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	18	29
	構成割合	38.3%	61.7%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	マニュアルの作成	都道府県数	26	21
	構成割合	55.3%	44.7%	
	業務指針の作成	都道府県数	16	31
	構成割合	34.0%	66.0%	
対応フロー図の作成	都道府県数	29	18	
	構成割合	61.7%	38.3%	
事例集の作成	都道府県数	16	31	
	構成割合	34.0%	66.0%	
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	27	20	
	構成割合	57.4%	42.6%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	13	34	
	構成割合	27.7%	72.3%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	10	37
	構成割合	21.3%	78.7%	
との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%	
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	13	34	
	構成割合	27.7%	72.3%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有	都道府県数	41	6	
	構成割合	87.2%	12.8%	

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）状況について回答を求めたところ、39都道府県が実施済みであった。

表 67-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）	都道府県数	39	8
	構成割合	83.0%	17.0%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は37自治体（表 67-1）である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が24都道府県（51.1%）、「社会福祉主事」が15都道府県（31.9%）、「精神保健福祉士」が11都道府県（23.4%）、と多かった。

表 67-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	7	40
	構成割合	14.9%	85.1%
社会福祉士	都道府県数	24	23
	構成割合	51.1%	48.9%
精神保健福祉士	都道府県数	11	36
	構成割合	23.4%	76.6%
介護福祉士	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
社会福祉主事	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	2	45
	構成割合	4.3%	95.7%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	9	38
	構成割合	19.1%	80.9%
その他	都道府県数	13	34
	構成割合	27.7%	72.3%
その他具体例	医師、看護師、保育士、弁護士、手話通訳士、理学療法士、公認心理師、臨床心理士、産業カウンセラー		

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

参考資料 1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較

参 1-1 養護者による障害者虐待

(1) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「養護者による障害者虐待」を対象に、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」と「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数(表8-2)

	①相談・通報件数								②虐待判断事例件数								②/①				
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値	
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	47	46	31	52	68	244	48.8	10%	11%	7%	9%	10%	9%	☆
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	14	19	19	24	44	120	24.0	33%	36%	28%	32%	38%	34%	
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	10	9	7	7	8	41	8.2	26%	24%	17%	23%	32%	24%	
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	66	57	85	83	78	369	73.8	49%	40%	40%	32%	26%	35%	
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	3	13	10	5	7	38	7.6	17%	68%	67%	38%	20%	38%	
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	10	15	14	15	16	70	14.0	33%	39%	37%	43%	50%	40%	
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	42	38	40	40	51	211	42.2	46%	51%	41%	43%	44%	45%	
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	22	9	32	36	20	119	23.8	34%	19%	35%	42%	22%	31%	
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	20	13	16	14	15	78	15.6	51%	46%	50%	37%	35%	43%	
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	14	10	8	11	7	50	10.0	30%	17%	19%	21%	10%	19%	
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	88	135	115	108	103	549	109.8	27%	26%	18%	13%	13%	18%	
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	105	122	137	135	117	616	123.2	35%	36%	34%	28%	18%	28%	
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	119	136	156	188	187	786	157.2	32%	34%	30%	27%	24%	29%	
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	80	124	136	194	218	752	150.4	41%	30%	18%	24%	14%	20%	
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	52	58	75	81	81	347	69.4	34%	28%	22%	19%	18%	22%	
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	19	11	17	23	20	90	18.0	48%	22%	31%	43%	40%	36%	
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	33	37	41	59	59	229	45.8	32%	41%	30%	51%	35%	37%	
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	7	9	18	9	14	57	11.4	19%	28%	47%	24%	44%	33%	
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	12	7	13	9	13	54	10.8	31%	21%	46%	26%	29%	30%	
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	35	27	26	35	44	167	33.4	34%	38%	38%	31%	34%	34%	
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	10	17	15	14	21	77	15.4	22%	28%	31%	21%	34%	27%	
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	33	51	49	47	62	242	48.4	33%	44%	46%	41%	53%	44%	
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	147	169	160	205	243	924	184.8	31%	32%	29%	31%	32%	31%	
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	25	31	26	13	19	114	22.8	38%	44%	43%	33%	36%	39%	
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	67	89	78	70	84	388	77.6	50%	59%	48%	48%	54%	52%	※
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	72	86	85	80	100	423	84.6	51%	54%	46%	42%	53%	49%	※
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	194	176	189	236	299	1,094	218.8	14%	12%	12%	13%	15%	13%	☆
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	101	86	120	88	104	499	99.8	24%	23%	23%	16%	20%	21%	
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	16	10	11	15	13	65	13.0	42%	34%	41%	26%	19%	30%	
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	15	44	43	34	20	156	31.2	38%	66%	69%	63%	47%	59%	※
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	8	6	4	5	6	29	5.8	31%	21%	18%	20%	22%	23%	
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	10	8	7	9	9	43	8.6	25%	27%	29%	30%	33%	28%	
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	47	41	62	51	65	266	53.2	41%	37%	48%	43%	53%	45%	
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	31	43	33	48	44	199	39.8	28%	30%	29%	33%	34%	31%	
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	9	14	10	19	14	66	13.2	27%	42%	23%	44%	34%	34%	
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	7	4	4	10	10	35	7.0	35%	14%	15%	29%	34%	25%	
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	8	15	12	14	14	63	12.6	23%	29%	29%	26%	30%	28%	
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	9	17	22	12	7	67	13.4	43%	53%	49%	30%	20%	39%	
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	5	13	17	16	15	66	13.2	25%	45%	50%	41%	29%	38%	
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	31	34	47	54	72	238	47.6	20%	27%	26%	22%	26%	24%	
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	12	18	22	3	9	64	12.8	40%	49%	100%	18%	33%	48%	※
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	28	26	23	37	18	132	26.4	57%	59%	48%	59%	39%	53%	※
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	12	27	19	10	23	91	18.2	13%	17%	10%	8%	14%	12%	☆
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	5	11	11	10	4	41	8.2	9%	16%	20%	10%	2%	9%	☆
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	8	12	17	12	22	71	14.2	14%	11%	11%	8%	21%	12%	☆
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	22	16	14	8	13	73	14.6	31%	16%	18%	12%	13%	17%	
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	38	35	27	35	23	158	31.6	37%	31%	29%	28%	21%	29%	
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	1,768	1,994	2,123	2,283	2,503	10,671	2,134.2	27%	27%	25%	23%	21%	24%	

凡例 上5位 ※
下5位 ☆

※②「虐待判断事例件数」は前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R06は全体で4%程、次年度に繰越している(②に含まれない)。

(2) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口(10万人)比」の整理

・(1)の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」、「虐待判断件数」を都道府県別に整理。(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の令和3年1月1日時点～令和7年1月1日時点までの5ヶ年の平均値)

	【再掲】				③人口※ (10万人) 5ヶ年平均値 (R02～R06)	人口(10万人)比		
	①相談・通報 件数 5ヶ年平均値 (R02～R06)	②虐待判断 事例件数 5ヶ年平均値 (R02～R06)	②/①	①/③		②/③		
北海道	521.8	48.8	9%	☆	51.4	10.2	0.9	
青森県	70.6	24.0	34%		12.2	5.8	2.0	
岩手県	34.6	8.2	24%		11.9	2.9	0.7	☆
宮城県	211.2	73.8	35%		22.6	9.4	3.3	※
秋田県	20.0	7.6	38%		9.4	2.1	0.8	☆
山形県	34.6	14.0	40%		10.4	3.3	1.3	
福島県	94.2	42.2	45%		18.2	5.2	2.3	
茨城県	76.2	23.8	31%		28.8	2.6	0.8	☆
栃木県	36.0	15.6	43%		19.3	1.9	0.8	☆
群馬県	53.4	10.0	19%		19.3	2.8	0.5	☆
埼玉県	615.8	109.8	18%		73.8	8.3	1.5	
千葉県	433.6	123.2	28%		63.1	6.9	2.0	
東京都	550.0	157.2	29%		138.8	4.0	1.1	
神奈川県	750.6	150.4	20%		92.1	8.1	1.6	
新潟県	316.8	69.4	22%		21.6	14.6	3.2	※
富山県	49.4	18.0	36%		10.3	4.8	1.8	
石川県	123.6	45.8	37%		11.2	11.1	4.1	※
福井県	35.0	11.4	33%		7.6	4.6	1.5	
山梨県	35.8	10.8	30%		8.1	4.4	1.3	
長野県	97.2	33.4	34%		20.4	4.8	1.6	
岐阜県	56.4	15.4	27%		19.8	2.8	0.8	☆
静岡県	110.6	48.4	44%		36.3	3.0	1.3	
愛知県	596.6	184.8	31%		75.2	7.9	2.5	
三重県	57.8	22.8	39%		17.7	3.3	1.3	
滋賀県	150.4	77.6	52%	※	14.1	10.6	5.5	※
京都府	171.8	84.6	49%	※	25.0	6.9	3.4	※
大阪府	1,656.2	218.8	13%	☆	87.9	18.8	2.5	※
兵庫県	476.4	99.8	21%		54.6	8.7	1.8	
奈良県	43.8	13.0	30%		13.2	3.3	1.0	
和歌山県	53.2	31.2	59%	※	9.2	5.8	3.4	※
鳥取県	25.6	5.8	23%		5.5	4.7	1.1	
島根県	30.2	8.6	28%		6.6	4.6	1.3	
岡山県	119.4	53.2	45%		18.7	6.4	2.9	
広島県	127.6	39.8	31%		27.7	4.6	1.4	
山口県	38.6	13.2	34%		13.3	2.9	1.0	
徳島県	27.8	7.0	25%		7.2	3.9	1.0	
香川県	45.8	12.6	28%		9.6	4.8	1.3	
愛媛県	34.6	13.4	39%		13.3	2.6	1.0	☆
高知県	34.8	13.2	38%		6.8	5.1	1.9	
福岡県	195.6	47.6	24%		51.0	3.8	0.9	
佐賀県	26.6	12.8	48%	※	8.1	3.3	1.6	
長崎県	50.0	26.4	53%	※	13.1	3.8	2.0	
熊本県	147.8	18.2	12%	☆	17.4	8.5	1.0	
大分県	89.2	8.2	9%	☆	11.2	7.9	0.7	☆
宮崎県	114.6	14.2	12%	☆	10.7	10.7	1.3	※
鹿児島県	83.8	14.6	17%		15.9	5.3	0.9	
沖縄県	108.6	31.6	29%		14.9	7.3	2.1	
合計	8,834.2	2,134.2	24%		1,254.4	7.0	1.7	

凡例 上位5位 ※ 下位5位 ☆

人口 データ (10万人)	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値 (R02～ R06)
	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	令和5年 1月1日 時点	令和6年 1月1日 時点	令和7年 1月1日 時点	
北海道	52.3	51.8	51.4	50.9	50.4	51.4
青森県	12.6	12.4	12.3	12.1	11.9	12.2
岩手県	12.2	12.1	11.9	11.7	11.5	11.9
宮城県	22.8	22.7	22.6	22.4	22.2	22.6
秋田県	9.7	9.6	9.4	9.2	9.1	9.4
山形県	10.7	10.6	10.4	10.3	10.1	10.4
福島県	18.6	18.4	18.2	18.0	17.7	18.2
茨城県	29.1	28.9	28.8	28.7	28.5	28.8
栃木県	19.6	19.4	19.3	19.2	19.0	19.3
群馬県	19.6	19.4	19.3	19.2	19.1	19.3
埼玉県	73.9	73.9	73.8	73.8	73.7	73.8
千葉県	63.2	63.1	63.1	63.1	63.1	63.1
東京都	138.4	137.9	138.4	139.1	140.0	138.8
神奈川県	92.2	92.2	92.1	92.1	92.0	92.1
新潟県	22.1	21.9	21.6	21.4	21.1	21.6
富山県	10.5	10.4	10.3	10.2	10.1	10.3
石川県	11.3	11.2	11.2	11.1	11.0	11.2
福井県	7.7	7.7	7.6	7.5	7.5	7.6
山梨県	8.2	8.2	8.1	8.1	8.0	8.1
長野県	20.7	20.6	20.4	20.3	20.1	20.4
岐阜県	20.2	20.0	19.8	19.7	19.5	19.8
静岡県	36.9	36.6	36.3	36.1	35.8	36.3
愛知県	75.6	75.3	75.1	75.0	74.8	75.2
三重県	18.0	17.8	17.7	17.6	17.4	17.7
滋賀県	14.2	14.2	14.1	14.1	14.1	14.1
京都府	25.3	25.1	25.0	24.9	24.7	25.0
大阪府	88.4	88.0	87.8	87.8	87.7	87.9
兵庫県	55.2	54.9	54.6	54.3	53.9	54.6
奈良県	13.4	13.4	13.3	13.2	13.0	13.2
和歌山県	9.4	9.4	9.2	9.1	9.0	9.2
鳥取県	5.6	5.5	5.5	5.4	5.3	5.5
島根県	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4	6.6
岡山県	18.9	18.8	18.7	18.5	18.4	18.7
広島県	28.1	27.9	27.7	27.5	27.3	27.7
山口県	13.6	13.4	13.3	13.1	12.9	13.3
徳島県	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.2
香川県	9.7	9.6	9.6	9.5	9.4	9.6
愛媛県	13.6	13.4	13.3	13.1	13.0	13.3
高知県	7.0	6.9	6.8	6.8	6.6	6.8
福岡県	51.2	51.1	51.0	51.0	50.9	51.0
佐賀県	8.2	8.1	8.1	8.0	7.9	8.1
長崎県	13.4	13.2	13.1	12.9	12.7	13.1
熊本県	17.6	17.5	17.4	17.3	17.2	17.4
大分県	11.4	11.3	11.2	11.1	11.0	11.2
宮崎県	10.9	10.8	10.7	10.6	10.5	10.7
鹿児島県	16.2	16.1	15.9	15.8	15.6	15.9
沖縄県	14.9	14.9	14.9	14.9	14.8	14.9
合計	1,266.5	1,259.3	1,254.2	1,248.9	1,243.3	1,254.4

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)

参1-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を対象に、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数(表44-2、R03は表46-2)

	①相談・通報件数								②虐待判断事例件数								②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値		
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	24	22	40	39	43	168	33.6	22%	16%	23%	19%	22%	21%		
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	16	9	9	15	11	60	12.0	48%	35%	25%	44%	31%	36%	※	
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	2	5	0	2	3	12	2.4	33%	56%	0%	11%	15%	18%		
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	8	7	7	16	24	62	12.4	14%	12%	10%	17%	19%	15%	☆	
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	5	6	8	8	3	30	6.0	19%	35%	40%	44%	19%	31%	※	
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	3	3	1	4	5	16	3.2	23%	15%	7%	13%	13%	23%	☆	
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	2	6	10	18	20	56	11.2	12%	27%	28%	38%	23%	17%		
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	11	24	18	18	39	110	22.0	32%	44%	23%	21%	33%	30%		
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	7	12	12	15	18	64	12.8	18%	41%	27%	26%	23%	25%		
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	8	12	22	15	16	73	14.6	15%	18%	20%	17%	17%	18%		
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	32	39	36	46	60	213	42.6	26%	23%	18%	18%	22%	21%		
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	40	40	45	72	70	267	53.4	30%	25%	20%	23%	21%	23%		
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	58	63	89	103	108	421	84.2	19%	19%	21%	14%	16%	17%		
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	44	40	77	101	115	377	75.4	26%	25%	22%	24%	24%	24%		
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	3	9	12	11	28	63	12.6	11%	23%	25%	31%	38%	28%		
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	1	3	3	5	12	24	4.8	6%	14%	17%	23%	39%	22%		
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	7	5	11	13	12	48	9.6	41%	33%	29%	32%	32%	32%	※	
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	13	5	13	20	17	68	13.6	46%	17%	38%	34%	36%	35%	※	
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	7	5	8	7	8	35	7.0	23%	29%	29%	18%	15%	21%		
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	12	13	15	23	14	77	15.4	23%	21%	25%	19%	16%	20%		
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	5	4	9	11	20	49	9.8	17%	11%	24%	15%	24%	19%		
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	13	23	28	32	29	125	25.0	22%	40%	37%	29%	25%	30%		
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	51	55	71	116	120	413	82.6	26%	19%	20%	22%	25%	22%		
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	18	15	11	22	16	82	16.4	35%	23%	16%	22%	15%	21%		
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	14	17	36	20	32	119	23.8	23%	20%	40%	19%	26%	26%		
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	13	16	22	27	35	113	22.6	23%	36%	33%	25%	36%	30%		
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	70	60	72	117	106	425	85.0	22%	18%	22%	26%	22%	22%		
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	28	31	43	59	48	209	41.8	22%	21%	25%	24%	21%	23%		
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	9	11	7	15	26	68	13.6	35%	31%	22%	24%	26%	26%		
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	4	2	7	4	12	29	5.8	18%	12%	23%	11%	26%	19%		
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	5	3	2	5	9	24	4.8	19%	18%	13%	24%	29%	21%		
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	7	5	6	6	5	29	5.8	26%	36%	25%	21%	21%	25%		
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	3	11	28	27	20	89	17.8	7%	17%	35%	23%	19%	22%		
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	6	15	19	20	12	72	14.4	20%	23%	24%	19%	16%	20%		
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	7	10	6	8	13	44	8.8	23%	24%	19%	20%	24%	22%		
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	8	7	11	4	5	35	7.0	47%	29%	33%	13%	14%	25%		
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	4	3	8	9	5	29	5.8	9%	7%	17%	16%	14%	13%	☆	
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	2	5	3	6	6	22	4.4	14%	33%	12%	19%	18%	18%		
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	1	1	7	16	17	42	8.4	9%	6%	35%	46%	30%	30%		
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	15	16	28	23	31	113	22.6	14%	14%	17%	11%	14%	14%	☆	
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	2	6	15	14	6	43	8.6	14%	21%	58%	36%	18%	30%	※	
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	11	6	16	11	12	56	11.2	29%	16%	30%	20%	16%	21%		
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	12	8	11	12	12	55	11.0	27%	31%	34%	27%	20%	27%		
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	4	9	8	9	4	34	6.8	10%	24%	23%	13%	9%	15%	☆	
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	2	11	19	17	10	59	11.8	9%	26%	37%	28%	17%	25%		
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	11	11	9	8	13	52	10.4	19%	33%	21%	15%	18%	20%		
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	4	10	18	25	17	74	14.8	10%	29%	35%	27%	26%	26%		
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	632	699	956	1,194	1,267	4,748	949.6	22%	22%	23%	21%	22%	22%		

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待判断事例件数」は前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R06は全体で9%程、次年度に繰越している(②に含まれない)。

(2) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口(10万人)比」の整理

・(1)の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の令和3年1月1日時点～令和7年1月1日時点までの5ヶ年の平均値(前頁と同じ))

	【再掲】			③人口※ (10万人)	人口(10万人)比	
	①相談・通報件数	②虐待判断事例件数	②/①		①/③	②/③
	5ヶ年平均値 (R02～R06)	5ヶ年平均値 (R02～R06)				
北海道	163.2	33.6	21%	51.4	3.2	0.7
青森県	33.0	12.0	36% ※	12.2	2.7	1.0
岩手県	13.4	2.4	18%	11.9	1.1	☆ 0.2
宮城県	81.2	12.4	15% ☆	22.6	3.6	0.5
秋田県	19.6	6.0	31% ※	9.4	2.1	☆ 0.6
山形県	24.0	3.2	13% ☆	10.4	2.3	0.3
福島県	42.2	11.2	27%	18.2	2.3	0.6
茨城県	73.4	22.0	30%	28.8	2.6	0.8
栃木県	50.2	12.8	25%	19.3	2.6	0.7
群馬県	82.8	14.6	18%	19.3	4.3	0.8
埼玉県	202.0	42.6	21%	73.8	2.7	0.6
千葉県	234.0	53.4	23%	63.1	3.7	0.8
東京都	496.0	84.2	17%	138.8	3.6	0.6
神奈川県	317.4	75.4	24%	92.1	3.4	0.8
新潟県	45.2	12.6	28%	21.6	2.1	☆ 0.6
富山県	22.0	4.8	22%	10.3	2.1	☆ 0.5
石川県	29.8	9.6	32% ※	11.2	2.7	0.9
福井県	39.2	13.6	35% ※	7.6	5.2	※ 1.8
山梨県	33.4	7.0	21%	8.1	4.1	0.9
長野県	76.0	15.4	20%	20.4	3.7	0.8
岐阜県	52.6	9.8	19%	19.8	2.7	0.5
静岡県	84.2	25.0	30%	36.3	2.3	0.7
愛知県	371.4	82.6	22%	75.2	4.9	※ 1.1
三重県	78.4	16.4	21%	17.7	4.4	※ 0.9
滋賀県	93.2	23.8	26%	14.1	6.6	※ 1.7
京都府	75.0	22.6	30%	25.0	3.0	0.9
大阪府	383.4	85.0	22%	87.9	4.4	1.0
兵庫県	185.0	41.8	23%	54.6	3.4	0.8
奈良県	51.4	13.6	26%	13.2	3.9	1.0
和歌山県	30.2	5.8	19%	9.2	3.3	0.6
鳥取県	22.4	4.8	21%	5.5	4.1	0.9
島根県	23.4	5.8	25%	6.6	3.6	0.9
岡山県	81.8	17.8	22%	18.7	4.4	1.0
広島県	71.0	14.4	20%	27.7	2.6	0.5
山口県	39.8	8.8	22%	13.3	3.0	0.7
徳島県	28.2	7.0	25%	7.2	3.9	1.0
香川県	45.0	5.8	13% ☆	9.6	4.7	※ 0.6
愛媛県	24.2	4.4	18%	13.3	1.8	☆ 0.3
高知県	27.8	8.4	30%	6.8	4.1	1.2
福岡県	162.2	22.6	14% ☆	51.0	3.2	0.4
佐賀県	28.4	8.6	30% ※	8.1	3.5	1.1
長崎県	52.4	11.2	21%	13.1	4.0	0.9
熊本県	41.4	11.0	27%	17.4	2.4	0.6
大分県	45.6	6.8	15% ☆	11.2	4.1	0.6
宮崎県	47.0	11.8	25%	10.7	4.4	1.1
鹿児島県	52.0	10.4	20%	15.9	3.3	0.7
沖縄県	57.6	14.8	26%	14.9	3.9	1.0
合計	4,333.0	949.6	22%	1,254.4	3.5	0.8

凡例
 上位5位 ※
 下位5位 ☆
 上位5位 ※
 下位5位 ☆
 上位5位 ※
 下位5位 ☆

人口データ (10万人)	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値 (R02～R06)
	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	令和5年 1月1日 時点	令和6年 1月1日 時点	令和7年 1月1日 時点	
北海道	52.3	51.8	51.4	50.9	50.4	51.4
青森県	12.6	12.4	12.3	12.1	11.9	12.2
岩手県	12.2	12.1	11.9	11.7	11.5	11.9
宮城県	22.8	22.7	22.6	22.4	22.2	22.6
秋田県	9.7	9.6	9.4	9.2	9.1	9.4
山形県	10.7	10.6	10.4	10.3	10.1	10.4
福島県	18.6	18.4	18.2	18.0	17.7	18.2
茨城県	29.1	28.9	28.8	28.7	28.5	28.8
栃木県	19.6	19.4	19.3	19.2	19.0	19.3
群馬県	19.6	19.4	19.3	19.2	19.1	19.3
埼玉県	73.9	73.9	73.8	73.8	73.7	73.8
千葉県	63.2	63.1	63.1	63.1	63.1	63.1
東京都	138.4	137.9	138.4	139.1	140.0	138.8
神奈川県	92.2	92.2	92.1	92.1	92.0	92.1
新潟県	22.1	21.9	21.6	21.4	21.1	21.6
富山県	10.5	10.4	10.3	10.2	10.1	10.3
石川県	11.3	11.2	11.2	11.1	11.0	11.2
福井県	7.7	7.7	7.6	7.5	7.5	7.6
山梨県	8.2	8.2	8.1	8.1	8.0	8.1
長野県	20.7	20.6	20.4	20.3	20.1	20.4
岐阜県	20.2	20.0	19.8	19.7	19.5	19.8
静岡県	36.9	36.6	36.3	36.1	35.8	36.3
愛知県	75.6	75.3	75.1	75.0	74.8	75.2
三重県	18.0	17.8	17.7	17.6	17.4	17.7
滋賀県	14.2	14.2	14.1	14.1	14.1	14.1
京都府	25.3	25.1	25.0	24.9	24.7	25.0
大阪府	88.4	88.0	87.8	87.8	87.7	87.9
兵庫県	55.2	54.9	54.6	54.3	53.9	54.6
奈良県	13.4	13.4	13.3	13.2	13.0	13.2
和歌山県	9.4	9.4	9.2	9.1	9.0	9.2
鳥取県	5.6	5.5	5.5	5.4	5.3	5.5
島根県	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4	6.6
岡山県	18.9	18.8	18.7	18.5	18.4	18.7
広島県	28.1	27.9	27.7	27.5	27.3	27.7
山口県	13.6	13.4	13.3	13.1	12.9	13.3
徳島県	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.2
香川県	9.7	9.6	9.6	9.5	9.4	9.6
愛媛県	13.6	13.4	13.3	13.1	13.0	13.3
高知県	7.0	6.9	6.8	6.8	6.6	6.8
福岡県	51.2	51.1	51.0	51.0	50.9	51.0
佐賀県	8.2	8.1	8.1	8.0	7.9	8.1
長崎県	13.4	13.2	13.1	12.9	12.7	13.1
熊本県	17.6	17.5	17.4	17.3	17.2	17.4
大分県	11.4	11.3	11.2	11.1	11.0	11.2
宮崎県	10.9	10.8	10.7	10.6	10.5	10.7
鹿児島県	16.2	16.1	15.9	15.8	15.6	15.9
沖縄県	14.9	14.9	14.9	14.9	14.8	14.9
合計	1,266.5	1,259.3	1,254.2	1,248.9	1,243.3	1,254.4

出典:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)

参考資料 2. 事実確認調査実施状況（都道府県別）

参 2-1 養護者による障害者虐待に関する事実確認調査の状況（表 5）

（1）事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表 1）

②：【事実確認の実施状況（表 5）】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査件数							②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	431	373	393	516	615	2,328	465.6	89%	88%	88%	89%	90%	89%
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	39	46	55	71	109	320	64.0	93%	87%	80%	96%	95%	91%
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	36	26	33	24	23	142	28.4	92%	70%	79%	80%	92%	82%
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	113	114	199	249	275	950	190.0	84%	79%	93%	95%	90%	90%
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	12	21	15	8	28	84	16.8	67%	111%	100%	62%	80%	84%
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	28	38	31	35	29	161	32.2	93%	100%	82%	100%	91%	93%
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	87	70	91	91	107	446	89.2	96%	93%	94%	98%	93%	95%
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	58	47	72	74	70	321	64.2	91%	98%	78%	87%	76%	84%
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	37	25	29	31	37	159	31.8	95%	89%	91%	82%	86%	88%
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	39	43	27	40	49	198	39.6	83%	74%	64%	77%	72%	74%
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	294	415	448	595	593	2,345	469.0	90%	81%	70%	72%	76%	76%
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	257	299	368	398	519	1,841	368.2	86%	88%	91%	84%	80%	85%
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	312	349	451	564	702	2,378	475.6	84%	87%	87%	82%	90%	86%
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	170	341	625	629	1,195	2,960	592.0	86%	81%	83%	76%	77%	79%
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	143	178	305	382	409	1,417	283.4	93%	87%	89%	88%	91%	89%
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	34	39	45	47	46	211	42.2	85%	78%	83%	89%	92%	85%
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	99	95	129	121	152	596	119.2	97%	104%	93%	104%	89%	96%
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	30	34	38	37	31	170	34.0	83%	106%	100%	100%	97%	97%
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	32	27	27	24	36	146	29.2	82%	82%	96%	71%	80%	82%
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	93	65	56	101	106	421	84.2	89%	90%	82%	90%	82%	87%
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	40	51	47	51	46	235	47.0	89%	84%	98%	77%	74%	83%
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	92	112	99	97	107	507	101.4	93%	97%	93%	84%	91%	92%
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	321	359	374	508	639	2,201	440.2	68%	68%	67%	78%	84%	74%
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	58	61	60	39	52	270	54.0	89%	87%	98%	98%	98%	93%
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	130	156	170	143	161	760	152.0	96%	104%	104%	98%	103%	101%
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	127	141	171	166	188	793	158.6	91%	89%	93%	88%	100%	92%
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	1,309	1,299	1,381	1,593	1,800	7,382	1,476.4	93%	89%	89%	87%	89%	89%
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	309	324	444	467	497	2,041	408.2	72%	85%	87%	87%	94%	86%
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	34	22	15	48	53	172	34.4	89%	76%	56%	83%	79%	79%
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	38	66	62	52	38	256	51.2	95%	99%	100%	96%	88%	96%
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	24	24	17	12	23	100	20.0	92%	86%	77%	48%	85%	78%
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	30	25	18	23	18	114	22.8	75%	83%	75%	77%	67%	75%
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	112	125	138	101	115	591	118.2	98%	114%	106%	84%	93%	99%
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	79	124	104	124	117	548	109.6	72%	87%	93%	86%	89%	86%
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	26	30	38	41	34	169	33.8	79%	91%	88%	95%	83%	88%
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	19	16	15	26	24	100	20.0	95%	57%	56%	74%	83%	72%
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	33	37	35	46	37	188	37.6	94%	71%	83%	87%	79%	82%
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	20	27	41	35	33	156	31.2	95%	84%	91%	88%	94%	90%
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	19	26	31	41	47	164	32.8	95%	90%	91%	105%	90%	94%
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	122	99	144	182	209	756	151.2	80%	80%	78%	75%	77%	77%
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	25	25	24	14	24	112	22.4	83%	68%	109%	82%	89%	84%
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	50	48	49	67	39	253	50.6	102%	109%	102%	106%	85%	101%
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	79	157	178	75	125	614	122.8	84%	97%	92%	59%	78%	83%
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	44	53	57	91	110	355	71.0	79%	76%	106%	87%	68%	80%
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	42	93	108	97	97	437	87.4	72%	82%	71%	68%	92%	76%
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	65	99	68	64	97	393	78.6	93%	98%	88%	96%	93%	94%
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	96	95	77	111	101	480	96.0	93%	84%	83%	90%	91%	88%
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	5,687	6,339	7,402	8,351	9,962	37,741	7,548.2	87%	86%	86%	84%	85%	85%

凡例 上5位 ※
下5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア. 「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)
 ②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②立入調査以外の方法での事実確認調査件数							②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	422	368	391	506	608	2,295	459.0	87%	87%	88%	88%	89%	88%
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	38	46	55	69	107	315	63.0	90%	87%	80%	93%	93%	89%
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	36	24	31	20	23	134	26.8	92%	65%	74%	67%	92%	77%
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	112	114	196	236	270	928	185.6	84%	79%	92%	90%	89%	88%
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	12	18	15	7	27	79	15.8	67%	95%	100%	54%	77%	79%
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	26	35	30	32	25	148	29.6	87%	92%	79%	91%	78%	86%
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	83	67	91	89	104	434	86.8	91%	89%	94%	96%	90%	92%
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	53	44	67	68	69	301	60.2	83%	92%	73%	80%	75%	79%
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	37	21	29	31	32	150	30.0	95%	75%	91%	82%	74%	83%
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	39	42	27	40	47	195	39.0	83%	72%	64%	77%	69%	73% ☆
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	287	408	443	576	586	2,300	460.0	88%	80%	70%	70%	75%	75% ☆
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	247	293	368	394	515	1,817	363.4	82%	87%	91%	83%	79%	84%
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	308	345	445	545	689	2,332	466.4	83%	86%	86%	80%	89%	85%
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	169	338	618	629	1,193	2,947	589.4	86%	80%	82%	76%	76%	79%
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	142	178	305	372	408	1,405	281.0	93%	87%	89%	86%	91%	89%
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	34	38	45	47	45	209	41.8	85%	76%	83%	89%	90%	85%
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	99	95	129	121	152	596	119.2	97%	104%	93%	104%	89%	96% ※
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	30	32	35	37	31	165	33.0	83%	100%	92%	100%	97%	94% ※
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	28	21	25	24	36	134	26.8	72%	64%	89%	71%	80%	75%
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	92	63	55	98	102	410	82.0	88%	88%	81%	88%	78%	84%
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	39	49	46	48	45	227	45.4	87%	80%	96%	73%	73%	80%
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	92	111	99	94	107	503	100.6	93%	97%	93%	82%	91%	91%
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	319	347	295	450	620	2,031	406.2	67%	65%	53%	69%	81%	68% ☆
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	57	58	51	38	52	256	51.2	88%	83%	84%	95%	98%	89%
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	130	154	170	143	161	758	151.6	96%	103%	104%	98%	103%	101% ※
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	125	141	171	166	188	791	158.2	89%	89%	93%	88%	100%	92%
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	1,307	1,295	1,380	1,592	1,799	7,373	1,474.6	93%	89%	89%	86%	89%	89%
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	309	323	440	458	493	2,023	404.6	72%	85%	86%	85%	94%	85%
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	32	22	14	47	52	167	33.4	84%	76%	52%	81%	78%	76%
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	37	65	61	50	36	249	49.8	93%	97%	98%	93%	84%	94%
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	23	24	17	12	23	99	19.8	88%	86%	77%	48%	85%	77%
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	29	24	11	23	18	105	21.0	73%	80%	46%	77%	67%	70% ☆
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	112	123	135	98	115	583	116.6	98%	112%	104%	82%	93%	98% ※
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	78	121	103	122	117	541	108.2	72%	85%	92%	85%	89%	85%
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	26	24	38	38	33	159	31.8	79%	73%	88%	88%	80%	82%
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	17	13	15	21	23	89	17.8	85%	46%	56%	60%	79%	64% ☆
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	31	37	33	46	37	184	36.8	89%	71%	79%	87%	79%	80%
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	20	27	41	35	30	153	30.6	95%	84%	91%	88%	86%	88%
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	19	26	31	40	47	163	32.6	95%	90%	91%	103%	90%	94%
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	120	98	141	182	206	747	149.4	78%	79%	77%	75%	75%	76%
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	25	23	24	13	24	109	21.8	83%	62%	109%	76%	89%	82%
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	50	48	49	64	39	250	50.0	102%	109%	102%	102%	85%	100% ※
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	74	156	178	72	124	604	120.8	79%	96%	92%	56%	77%	82%
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	43	52	56	91	109	351	70.2	77%	74%	104%	87%	68%	79%
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	40	93	104	97	97	431	86.2	69%	82%	68%	68%	92%	75%
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	63	99	68	64	93	387	77.4	90%	98%	88%	96%	89%	92%
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	96	89	77	107	97	466	93.2	93%	79%	83%	87%	87%	86%
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	5,607	6,232	7,248	8,152	9,854	37,093	7,418.6	86%	85%	84%	82%	85%	84%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「立入調査以外の方法での事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-1. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査により事実確認調査を行った事例の状況
(都道府県別)

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査により事実確認を行った事例

	①相談・通報件数							②訪問調査による事実確認件数							②/①						
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値	
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	53	44	32	42	53	224	44.8	11%	10%	7%	7%	8%	9%	☆
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	27	40	42	41	66	216	43.2	64%	75%	61%	55%	57%	61%	
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	13	14	15	8	14	64	12.8	33%	38%	36%	27%	56%	37%	
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	42	45	66	68	73	294	58.8	31%	31%	31%	26%	24%	28%	
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	7	9	11	3	11	41	8.2	39%	47%	73%	23%	31%	41%	
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	15	20	20	25	12	92	18.4	50%	53%	53%	71%	38%	53%	
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	50	52	60	53	71	286	57.2	55%	69%	62%	57%	62%	61%	
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	22	29	33	35	36	155	31.0	34%	60%	36%	41%	39%	41%	
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	23	14	17	24	18	96	19.2	59%	50%	53%	63%	42%	53%	
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	22	31	19	28	26	126	25.2	47%	53%	45%	54%	38%	47%	
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	116	142	149	168	181	756	151.2	35%	28%	23%	20%	23%	25%	
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	166	209	209	231	252	1,067	213.4	55%	62%	52%	49%	39%	49%	
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	176	172	257	323	404	1,332	266.4	47%	43%	50%	47%	52%	48%	
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	62	94	133	127	136	552	110.4	31%	22%	18%	15%	9%	15%	☆
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	97	101	116	177	180	671	134.2	63%	50%	34%	41%	40%	42%	
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	24	30	31	35	27	147	29.4	60%	60%	57%	66%	54%	60%	
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	59	58	71	68	133	389	77.8	58%	64%	51%	59%	78%	63%	※
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	24	30	27	31	22	134	26.8	67%	94%	71%	84%	69%	77%	※
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	17	13	16	20	21	87	17.4	44%	39%	57%	59%	47%	49%	
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	66	42	34	46	63	251	50.2	63%	58%	50%	41%	48%	52%	
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	20	27	23	27	30	127	25.4	44%	44%	48%	41%	48%	45%	
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	55	68	61	65	74	323	64.6	56%	59%	58%	57%	63%	58%	
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	161	187	175	170	259	952	190.4	34%	35%	31%	26%	34%	32%	
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	42	30	32	30	46	180	36.0	65%	43%	52%	75%	87%	62%	※
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	90	110	125	120	131	576	115.2	67%	73%	76%	82%	83%	77%	※
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	82	103	109	95	121	510	102.0	59%	65%	60%	50%	64%	59%	
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	278	266	264	369	505	1,682	336.4	20%	18%	17%	20%	25%	20%	☆
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	157	156	171	213	234	931	186.2	37%	41%	33%	40%	44%	39%	
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	14	13	2	14	10	53	10.6	37%	45%	7%	24%	15%	24%	
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	16	26	19	22	25	108	21.6	40%	39%	31%	41%	58%	41%	
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	13	14	9	4	16	56	11.2	50%	50%	41%	16%	59%	44%	
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	10	13	9	17	14	63	12.6	25%	43%	38%	57%	52%	42%	
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	39	55	88	60	66	308	61.6	34%	50%	68%	50%	54%	52%	
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	28	22	27	49	40	166	33.2	26%	15%	24%	34%	31%	26%	
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	14	20	26	29	23	112	22.4	42%	61%	60%	67%	56%	58%	
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	10	8	7	9	8	42	8.4	50%	29%	26%	26%	28%	30%	
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	22	27	21	26	27	123	24.6	63%	52%	50%	49%	57%	54%	
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	14	14	19	23	23	93	18.6	67%	44%	42%	58%	66%	54%	
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	12	19	28	36	43	138	27.6	60%	66%	82%	92%	83%	79%	※
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	66	53	89	129	150	487	97.4	43%	43%	48%	53%	55%	50%	
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	15	18	6	9	19	67	13.4	50%	49%	27%	53%	70%	50%	
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	34	34	22	27	20	137	27.4	69%	77%	46%	43%	43%	55%	
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	10	29	24	27	38	128	25.6	11%	18%	12%	21%	24%	17%	☆
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	13	11	20	21	15	80	16.0	23%	16%	37%	20%	9%	18%	☆
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	20	31	36	34	49	170	34.0	34%	27%	24%	24%	46%	30%	
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	18	30	19	19	22	108	21.6	26%	30%	25%	28%	21%	26%	
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	55	50	41	64	64	274	54.8	53%	44%	44%	52%	58%	50%	
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	2,389	2,623	2,830	3,261	3,871	14,974	2,994.8	36%	36%	33%	33%	33%	34%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「訪問調査による事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-2. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）
 ②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②情報収集のみでの事実確認件数							②/①						
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値	
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	369	324	359	464	555	2,071	414.2	76%	77%	80%	80%	81%	79%	※
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	11	6	13	28	41	99	19.8	26%	11%	19%	38%	36%	28%	
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	23	10	16	12	9	70	14.0	59%	27%	38%	40%	36%	40%	
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	70	69	130	168	197	634	126.8	52%	48%	61%	64%	65%	60%	
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	5	9	4	4	16	38	7.6	28%	47%	27%	31%	46%	38%	
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	11	15	10	7	13	56	11.2	37%	39%	26%	20%	41%	32%	
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	33	15	31	36	33	148	29.6	36%	20%	32%	39%	29%	31%	
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	31	15	34	33	33	146	29.2	48%	31%	37%	39%	36%	38%	
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	14	7	12	7	14	54	10.8	36%	25%	38%	18%	33%	30%	
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	17	11	8	12	21	69	13.8	36%	19%	19%	23%	31%	26%	
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	171	266	294	408	405	1,544	308.8	52%	52%	46%	49%	52%	50%	
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	81	84	159	163	263	750	150.0	27%	25%	39%	34%	40%	35%	
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	132	173	188	222	285	1,000	200.0	36%	43%	36%	32%	37%	36%	
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	107	244	485	502	1,057	2,395	479.0	54%	58%	65%	61%	68%	64%	※
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	45	77	189	195	228	734	146.8	29%	38%	55%	45%	51%	46%	
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	10	8	14	12	18	62	12.4	25%	16%	26%	23%	36%	25%	☆
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	40	37	58	53	19	207	41.4	39%	41%	42%	46%	11%	33%	
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	6	2	8	6	9	31	6.2	17%	6%	21%	16%	28%	18%	☆
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	11	8	9	4	15	47	9.4	28%	24%	32%	12%	33%	26%	
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	26	21	21	52	39	159	31.8	25%	29%	31%	46%	30%	33%	
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	19	22	23	21	15	100	20.0	42%	36%	48%	32%	24%	35%	
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	37	43	38	29	33	180	36.0	37%	37%	36%	25%	28%	33%	
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	158	160	120	280	361	1,079	215.8	33%	30%	21%	43%	47%	36%	
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	15	28	19	8	6	76	15.2	23%	40%	31%	20%	11%	26%	
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	40	44	45	23	30	182	36.4	30%	29%	27%	16%	19%	24%	☆
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	43	38	62	71	67	281	56.2	31%	24%	34%	38%	36%	33%	
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	1,029	1,029	1,116	1,223	1,294	5,691	1,138.2	73%	71%	72%	66%	64%	69%	※
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	152	167	269	245	259	1,092	218.4	36%	44%	52%	46%	49%	46%	
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	18	9	12	33	42	114	22.8	47%	31%	44%	57%	63%	52%	
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	21	39	42	28	11	141	28.2	53%	58%	68%	52%	26%	53%	
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	10	10	8	8	7	43	8.6	38%	36%	36%	32%	26%	34%	
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	19	11	2	6	4	42	8.4	48%	37%	8%	20%	15%	28%	
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	73	68	47	38	49	275	55.0	64%	62%	36%	32%	40%	46%	
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	50	99	76	73	77	375	75.0	46%	70%	68%	51%	59%	59%	
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	12	4	12	9	10	47	9.4	36%	12%	28%	21%	24%	24%	☆
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	7	5	8	12	15	47	9.4	35%	18%	30%	34%	52%	34%	
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	9	10	12	20	10	61	12.2	26%	19%	29%	38%	21%	27%	
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	6	13	22	12	7	60	12.0	29%	41%	49%	30%	20%	35%	
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	7	7	3	4	4	25	5.0	35%	24%	9%	10%	8%	14%	☆
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	54	45	52	53	56	260	52.0	35%	36%	28%	22%	21%	27%	
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	10	5	18	4	5	42	8.4	33%	14%	82%	24%	19%	32%	
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	16	14	27	37	19	113	22.6	33%	32%	56%	59%	41%	45%	
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	64	127	154	45	86	476	95.2	68%	78%	79%	35%	53%	64%	※
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	30	41	36	70	94	271	54.2	54%	59%	67%	67%	58%	61%	
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	20	62	68	63	48	261	52.2	34%	55%	44%	44%	45%	46%	
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	45	69	49	45	71	279	55.8	64%	68%	64%	67%	68%	67%	※
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	41	39	36	43	33	192	38.4	40%	35%	39%	35%	30%	35%	
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	3,218	3,609	4,418	4,891	5,983	22,119	4,423.8	49%	49%	51%	49%	51%	50%	

凡例 上位5位 ※
 下位5位 ☆

※②「情報収集のみでの事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

(2) 事実確認調査を行っていない事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査を行っていない件数							②/①						
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値	
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	53	49	53	61	67	283	56.6	11%	12%	12%	11%	10%	11%	
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	3	7	14	3	9	36	7.2	7%	13%	20%	4%	8%	10%	
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	5	11	9	7	2	34	6.8	13%	30%	21%	23%	8%	20%	
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	23	31	22	18	32	126	25.2	17%	22%	10%	7%	11%	12%	
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	6	0	1	5	7	19	3.8	33%	0%	7%	38%	20%	19%	
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	2	3	7	2	3	17	3.4	7%	8%	18%	6%	9%	10%	
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	4	6	6	2	9	27	5.4	4%	8%	6%	2%	8%	6%	
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	9	2	21	12	23	67	13.4	14%	4%	23%	14%	25%	18%	
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	3	4	4	7	8	26	5.2	8%	14%	13%	18%	19%	14%	
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	8	15	15	13	19	70	14.0	17%	26%	36%	25%	28%	26%	
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	38	100	193	235	189	755	151.0	12%	20%	30%	28%	24%	25%	
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	55	59	52	94	153	413	82.6	18%	17%	13%	20%	24%	19%	
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	62	61	85	122	80	410	82.0	17%	15%	16%	18%	10%	15%	
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	28	79	129	207	375	818	163.6	14%	19%	17%	25%	24%	22%	
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	14	27	49	55	41	186	37.2	9%	13%	14%	13%	9%	12%	
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	6	11	9	7	6	39	7.8	15%	22%	17%	13%	12%	16%	
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	3	3	10	3	20	39	7.8	3%	3%	7%	3%	12%	6%	
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	8	2	0	0	1	11	2.2	22%	6%	0%	0%	3%	6%	
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	7	6	3	13	9	38	7.6	18%	18%	11%	38%	20%	21%	
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	13	8	12	11	24	68	13.6	13%	11%	18%	10%	18%	14%	
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	5	12	1	15	16	49	9.8	11%	20%	2%	23%	26%	17%	
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	7	3	7	19	12	48	9.6	7%	3%	7%	17%	10%	9%	
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	154	180	186	156	130	806	161.2	32%	34%	33%	24%	17%	27%	
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	7	14	6	6	3	36	7.2	11%	20%	10%	15%	6%	12%	
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	33	25	15	26	8	107	21.4	24%	17%	9%	18%	5%	14%	
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	15	23	19	25	3	85	17.0	11%	14%	10%	13%	2%	10%	
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	115	177	193	256	227	968	193.6	8%	12%	12%	14%	11%	12%	
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	120	59	69	72	37	357	71.4	28%	16%	13%	13%	7%	15%	
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	7	7	14	14	14	56	11.2	18%	24%	52%	24%	21%	26%	
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	2	2	0	3	5	12	2.4	5%	3%	0%	6%	12%	5%	
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	2	4	5	13	4	28	5.6	8%	14%	23%	52%	15%	22%	
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	10	6	6	7	9	38	7.6	25%	20%	25%	23%	33%	25%	
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	13	5	14	32	11	75	15.0	11%	5%	11%	27%	9%	13%	
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	31	18	9	20	14	92	18.4	28%	13%	8%	14%	11%	14%	
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	7	5	6	3	10	31	6.2	21%	15%	14%	7%	24%	16%	
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	4	14	13	10	5	46	9.2	20%	50%	48%	29%	17%	33%	
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	2	15	10	13	11	51	10.2	6%	29%	24%	25%	23%	22%	
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	2	5	4	5	2	18	3.6	10%	16%	9%	13%	6%	10%	
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	1	3	7	4	7	22	4.4	5%	10%	21%	10%	13%	13%	
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	31	29	42	66	73	241	48.2	20%	23%	23%	27%	27%	25%	
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	6	13	7	3	3	32	6.4	20%	35%	32%	18%	11%	24%	
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	7	6	9	12	7	41	8.2	14%	14%	19%	19%	15%	16%	
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	16	7	16	53	36	128	25.6	17%	4%	8%	41%	22%	17%	
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	13	17	3	14	51	98	19.6	23%	24%	6%	13%	32%	22%	
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	16	20	47	49	11	143	28.6	28%	18%	31%	34%	10%	25%	
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	6	3	9	3	7	28	5.6	9%	3%	12%	4%	7%	7%	
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	10	18	18	16	15	77	15.4	10%	16%	19%	13%	14%	14%	
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	992	1,174	1,429	1,792	1,808	7,195	1,439.0	15%	16%	17%	18%	16%	16%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査を行っていない件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

※事実確認調査を行っていない事例件数には、「後日調査を予定または要否の検討中の件数」(次年度への繰越件数)も含まれる。

ア. 「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別に見た養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数							②調査不要と判断した件数							②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	48	46	52	54	64	264	52.8	10%	11%	12%	9%	9%	10%
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	3	5	14	2	5	29	5.8	7%	9%	20%	3%	4%	8%
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	5	9	5	5	1	25	5.0	13%	24%	12%	17%	4%	14%
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	5	15	4	14	26	64	12.8	4%	10%	2%	5%	9%	6%
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	5	0	1	4	5	15	3.0	28%	0%	7%	31%	14%	15%
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	2	2	3	1	3	11	2.2	7%	5%	8%	3%	9%	6%
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	4	3	5	1	8	21	4.2	4%	4%	5%	1%	7%	4%
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	8	2	19	8	17	54	10.8	13%	4%	21%	9%	18%	14%
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	1	1	3	6	3	14	2.8	3%	4%	9%	16%	7%	8%
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	5	8	10	11	17	51	10.2	11%	14%	24%	21%	25%	19%
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	26	82	160	199	167	634	126.8	8%	16%	25%	24%	21%	21%
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	27	28	26	59	97	237	47.4	9%	8%	6%	12%	15%	11%
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	36	36	67	71	45	255	51.0	10%	9%	13%	10%	6%	9%
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	24	61	99	166	356	706	141.2	12%	15%	13%	20%	23%	19%
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	12	10	38	48	32	140	28.0	8%	5%	11%	11%	7%	9%
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	4	8	9	3	4	28	5.6	10%	16%	17%	6%	8%	11%
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	0	1	2	0	18	21	4.2	0%	1%	1%	0%	11%	3%
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	8	2	0	0	0	10	2.0	22%	6%	0%	0%	0%	6%
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	7	3	1	6	7	24	4.8	18%	9%	4%	18%	16%	13%
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	11	7	9	8	24	59	11.8	11%	10%	13%	7%	18%	12%
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	5	11	1	13	11	41	8.2	11%	18%	2%	20%	18%	15%
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	7	2	5	19	7	40	8.0	7%	2%	5%	17%	6%	7%
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	145	166	178	136	122	747	149.4	31%	31%	32%	21%	16%	25%
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	3	6	3	3	1	16	3.2	5%	9%	5%	8%	2%	6%
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	13	12	5	9	6	45	9.0	10%	8%	3%	6%	4%	6%
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	11	12	12	14	1	50	10.0	8%	8%	7%	7%	1%	6%
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	90	151	170	210	198	819	163.8	6%	10%	11%	11%	10%	10%
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	114	57	65	58	26	320	64.0	27%	15%	13%	11%	5%	13%
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	6	3	7	8	11	35	7.0	16%	10%	26%	14%	16%	16%
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	1	1	0	0	4	6	1.2	3%	1%	0%	0%	9%	2%
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	2	4	3	11	4	24	4.8	8%	14%	14%	44%	15%	19%
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	10	4	5	7	8	34	6.8	25%	13%	21%	23%	30%	23%
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	7	2	6	11	7	33	6.6	6%	2%	5%	9%	6%	6%
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	13	11	8	15	13	60	12.0	12%	8%	7%	10%	10%	9%
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	5	3	6	3	5	22	4.4	15%	9%	14%	7%	12%	11%
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	4	11	10	7	4	36	7.2	20%	39%	37%	20%	14%	26%
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	2	9	7	7	7	32	6.4	6%	17%	17%	13%	15%	14%
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	2	5	3	5	0	15	3.0	10%	16%	7%	13%	0%	9%
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	1	0	1	1	4	7	1.4	5%	0%	3%	3%	8%	4%
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	25	16	36	38	50	165	33.0	16%	13%	20%	16%	18%	17%
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	5	2	0	2	1	10	2.0	17%	5%	0%	12%	4%	8%
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	7	6	7	9	5	34	6.8	14%	14%	15%	14%	11%	14%
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	15	4	13	50	32	114	22.8	16%	2%	7%	39%	20%	15%
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	9	15	3	12	44	83	16.6	16%	21%	6%	11%	27%	19%
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	9	17	42	41	3	112	22.4	16%	15%	27%	29%	3%	20%
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	2	1	9	3	5	20	4.0	3%	1%	12%	4%	5%	5%
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	2	15	12	7	7	43	8.6	2%	13%	13%	6%	6%	8%
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	756	875	1,144	1,365	1,485	5,625	1,125.0	12%	12%	13%	14%	13%	13%

凡例 上5位 ※
下5位 ☆

※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

イ。「事実確認調査を行っていない事例」のうち、他部署等への引継ぎの状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例のうち、他部署等への引継ぎ

	①相談・通報件数							②他部署への引継ぎ件数							②/①						
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値	
北海道	483	422	446	577	681	2,609	521.8	3	3	1	6	1	14	2.8	1%	1%	0%	1%	0%	1%	☆
青森県	42	53	69	74	115	353	70.6	0	1	0	1	3	5	1.0	0%	2%	0%	1%	3%	1%	
岩手県	39	37	42	30	25	173	34.6	0	2	4	1	0	7	1.4	0%	5%	10%	3%	0%	4%	
宮城県	134	144	213	261	304	1,056	211.2	16	14	13	3	3	49	9.8	12%	10%	6%	1%	1%	5%	
秋田県	18	19	15	13	35	100	20.0	1	0	0	1	2	4	0.8	6%	0%	0%	8%	6%	4%	
山形県	30	38	38	35	32	173	34.6	0	1	4	1	0	6	1.2	0%	3%	11%	3%	0%	3%	
福島県	91	75	97	93	115	471	94.2	0	3	0	0	0	3	0.6	0%	4%	0%	0%	0%	1%	☆
茨城県	64	48	92	85	92	381	76.2	0	0	2	3	4	9	1.8	0%	0%	2%	4%	4%	2%	
栃木県	39	28	32	38	43	180	36.0	2	2	0	1	2	7	1.4	5%	7%	0%	3%	5%	4%	
群馬県	47	58	42	52	68	267	53.4	3	6	5	2	2	18	3.6	6%	10%	12%	4%	3%	7%	※
埼玉県	328	510	637	826	778	3,079	615.8	10	15	27	27	17	96	19.2	3%	3%	4%	3%	2%	3%	
千葉県	300	338	404	475	651	2,168	433.6	16	13	15	23	35	102	20.4	5%	4%	4%	5%	5%	5%	※
東京都	371	401	517	685	776	2,750	550.0	17	22	17	36	25	117	23.4	5%	5%	3%	5%	3%	4%	
神奈川県	197	420	751	823	1,562	3,753	750.6	3	10	23	28	10	74	14.8	2%	2%	3%	3%	1%	2%	
新潟県	153	204	344	434	449	1,584	316.8	2	7	8	7	8	32	6.4	1%	3%	2%	2%	2%	2%	
富山県	40	50	54	53	50	247	49.4	2	2	0	1	0	5	1.0	5%	4%	0%	2%	0%	2%	
石川県	102	91	138	116	171	618	123.6	0	2	1	0	2	5	1.0	0%	2%	1%	0%	1%	1%	
福井県	36	32	38	37	32	175	35.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	☆
山梨県	39	33	28	34	45	179	35.8	0	0	0	4	0	4	0.8	0%	0%	0%	12%	0%	2%	
長野県	104	72	68	112	130	486	97.2	1	1	2	3	0	7	1.4	1%	1%	3%	3%	0%	1%	
岐阜県	45	61	48	66	62	282	56.4	0	0	0	2	2	4	0.8	0%	0%	0%	3%	3%	1%	
静岡県	99	115	106	115	118	553	110.6	0	0	1	0	3	4	0.8	0%	0%	1%	0%	3%	1%	☆
愛知県	475	531	559	655	763	2,983	596.6	7	7	5	2	3	24	4.8	1%	1%	1%	0%	0%	1%	
三重県	65	70	61	40	53	289	57.8	3	7	1	0	1	12	2.4	5%	10%	2%	0%	2%	4%	
滋賀県	135	150	164	146	157	752	150.4	4	3	3	2	1	13	2.6	3%	2%	2%	1%	1%	2%	
京都府	140	159	183	189	188	859	171.8	0	4	5	2	0	11	2.2	0%	3%	3%	1%	0%	1%	
大阪府	1,404	1,454	1,558	1,841	2,024	8,281	1,656.2	21	14	21	13	16	85	17.0	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
兵庫県	427	380	513	536	526	2,382	476.4	1	2	2	9	7	21	4.2	0%	1%	0%	2%	1%	1%	
奈良県	38	29	27	58	67	219	43.8	1	3	3	6	3	16	3.2	3%	10%	11%	10%	4%	7%	※
和歌山県	40	67	62	54	43	266	53.2	1	1	0	3	0	5	1.0	3%	1%	0%	6%	0%	2%	
鳥取県	26	28	22	25	27	128	25.6	0	0	1	1	0	2	0.4	0%	0%	5%	4%	0%	2%	
島根県	40	30	24	30	27	151	30.2	0	2	0	0	1	3	0.6	0%	7%	0%	0%	4%	2%	
岡山県	114	110	130	120	123	597	119.4	6	0	7	8	2	23	4.6	5%	0%	5%	7%	2%	4%	
広島県	109	142	112	144	131	638	127.6	18	6	0	2	0	26	5.2	17%	4%	0%	1%	0%	4%	
山口県	33	33	43	43	41	193	38.6	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	☆
徳島県	20	28	27	35	29	139	27.8	0	2	3	3	1	9	1.8	0%	7%	11%	9%	3%	6%	※
香川県	35	52	42	53	47	229	45.8	0	5	1	1	2	9	1.8	0%	10%	2%	2%	4%	4%	
愛媛県	21	32	45	40	35	173	34.6	0	0	1	0	2	3	0.6	0%	0%	2%	0%	6%	2%	
高知県	20	29	34	39	52	174	34.8	0	1	0	0	1	2	0.4	0%	3%	0%	0%	2%	1%	
福岡県	153	124	184	244	273	978	195.6	3	9	4	17	16	49	9.8	2%	7%	2%	7%	6%	5%	※
佐賀県	30	37	22	17	27	133	26.6	0	3	1	1	1	6	1.2	0%	8%	5%	6%	4%	5%	
長崎県	49	44	48	63	46	250	50.0	0	0	2	3	1	6	1.2	0%	0%	4%	5%	2%	2%	
熊本県	94	162	194	128	161	739	147.8	1	3	3	2	4	13	2.6	1%	2%	2%	2%	2%	2%	
大分県	56	70	54	105	161	446	89.2	4	0	0	2	7	13	2.6	7%	0%	0%	2%	4%	3%	
宮崎県	58	113	153	143	106	573	114.6	7	1	5	6	7	26	5.2	12%	1%	3%	4%	7%	5%	
鹿児島県	70	101	77	67	104	419	83.8	3	0	0	0	2	5	1.0	4%	0%	0%	0%	2%	1%	
沖縄県	103	113	93	123	111	543	108.6	8	2	2	3	5	20	4.0	8%	2%	2%	2%	5%	4%	
合計	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656	44,171	8,834.2	164	179	193	236	202	974	194.8	3%	2%	2%	2%	2%	2%	

凡例 ※ 上位5位
☆ 下位5位

※②「他部署への引継ぎ件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

参2-2 市区町村における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事実確認調査の状況(表36-1)

(1) 事実確認調査を行った事例件数の状況(都道府県別)

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②: 【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数								②事実確認調査件数								②/①				
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年平均値	
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	95	125	166	172	186	744	148.8	88%	92%	94%	85%	97%	91%	
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	28	21	34	27	37	147	29.4	85%	81%	94%	79%	103%	89%	
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	5	9	9	18	18	59	11.8	83%	100%	69%	95%	90%	88%	
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	45	43	22	56	66	232	46.4	80%	74%	33%	58%	51%	57%	☆
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	20	15	19	15	17	86	17.2	74%	88%	95%	83%	106%	88%	
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	11	20	12	31	34	108	21.6	85%	100%	80%	97%	85%	90%	
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	14	21	36	42	78	191	38.2	82%	95%	100%	88%	89%	91%	
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	30	44	65	79	105	323	64.6	88%	80%	84%	94%	90%	88%	
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	42	36	46	66	82	272	54.4	105%	124%	105%	114%	103%	108%	※
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	45	57	70	53	58	283	56.6	85%	84%	63%	60%	62%	68%	☆
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	114	150	187	207	251	909	181.8	93%	88%	94%	83%	94%	90%	
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	121	163	234	298	362	1,178	235.6	90%	101%	104%	93%	110%	101%	※
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	265	311	382	644	604	2,206	441.2	86%	95%	89%	88%	88%	89%	
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	142	144	365	349	432	1,432	286.4	83%	90%	104%	83%	89%	90%	
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	24	38	46	32	70	210	42.0	86%	95%	96%	89%	95%	93%	
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	13	19	15	21	29	97	19.4	72%	90%	83%	95%	94%	88%	
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	16	9	34	47	34	140	28.0	94%	60%	89%	115%	89%	94%	※
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	28	25	33	45	40	171	34.2	100%	86%	97%	78%	85%	87%	
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	21	16	27	28	45	137	27.4	68%	94%	96%	74%	85%	82%	
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	44	62	54	112	78	350	70.0	85%	100%	90%	95%	89%	92%	
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	22	21	37	65	92	237	47.4	73%	58%	100%	87%	108%	90%	
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	58	55	75	101	101	390	78.0	97%	95%	100%	91%	86%	93%	
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	170	177	296	501	411	1,555	311.0	85%	61%	82%	97%	84%	84%	
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	51	58	78	92	107	386	77.2	98%	91%	111%	93%	100%	98%	※
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	46	76	83	87	113	405	81.0	75%	88%	93%	81%	92%	87%	
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	54	38	59	85	94	330	66.0	95%	84%	88%	77%	98%	88%	
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	307	258	345	422	441	1,773	354.6	95%	78%	104%	93%	92%	92%	
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	109	141	158	232	218	858	171.6	87%	97%	91%	92%	95%	93%	
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	18	33	21	49	92	213	42.6	69%	92%	66%	79%	91%	83%	
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	16	17	23	18	45	119	23.8	73%	100%	74%	51%	98%	79%	
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	23	14	9	19	26	91	18.2	85%	82%	56%	90%	84%	81%	
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	23	14	24	26	20	107	21.4	85%	100%	100%	93%	83%	91%	
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	40	62	90	93	84	369	73.8	95%	95%	111%	79%	82%	90%	
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	23	50	56	77	50	256	51.2	77%	76%	71%	73%	67%	72%	☆
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	27	40	31	38	51	187	37.4	87%	98%	100%	93%	93%	94%	※
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	17	19	21	27	29	113	22.6	100%	79%	64%	90%	78%	80%	
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	44	29	33	40	38	184	36.8	96%	71%	72%	73%	103%	82%	
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	10	14	19	29	32	104	20.8	71%	93%	73%	91%	94%	86%	
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	8	9	14	36	42	109	21.8	73%	56%	70%	103%	74%	78%	
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	83	89	128	163	161	624	124.8	75%	78%	80%	77%	75%	77%	
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	3	7	12	27	31	80	16.0	21%	24%	46%	69%	91%	56%	☆
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	24	22	37	43	68	194	38.8	63%	58%	69%	78%	82%	74%	
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	36	24	27	35	56	178	35.6	82%	92%	84%	80%	92%	86%	
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	39	33	35	56	48	211	42.2	95%	87%	100%	84%	102%	93%	
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	14	34	36	48	42	174	34.8	64%	81%	69%	80%	71%	74%	☆
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	53	29	40	51	70	243	48.6	91%	88%	95%	96%	95%	93%	
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	34	27	42	78	61	242	48.4	83%	77%	81%	83%	92%	84%	
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	2,475	2,718	3,685	4,880	5,249	19,007	3,801.4	86%	85%	90%	87%	89%	88%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「事実確認調査件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

ア.「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められた事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められた事例

	①相談・通報件数							②虐待が認められた事例							②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	24	31	51	37	39	182	36.4	22%	23%	29%	18%	20%	22%
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	12	9	6	14	11	52	10.4	36%	35%	17%	41%	31%	32% ※
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	3	5	0	2	3	13	2.6	50%	56%	0%	11%	15%	19%
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	12	8	7	18	22	67	13.4	21%	14%	10%	19%	17%	17% ☆
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	6	7	7	7	2	29	5.8	22%	41%	35%	39%	13%	30%
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	3	7	1	6	7	24	4.8	23%	35%	7%	19%	18%	20%
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	3	6	13	18	22	62	12.4	18%	27%	36%	38%	25%	29%
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	8	18	14	29	35	104	20.8	24%	33%	18%	35%	30%	28%
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	8	15	13	14	16	66	13.2	20%	52%	30%	24%	20%	26%
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	10	13	25	15	12	75	15.0	19%	19%	22%	17%	13%	18%
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	36	44	40	40	54	214	42.8	29%	26%	20%	16%	20%	21%
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	44	43	55	74	145	361	72.2	33%	27%	24%	23%	44%	31%
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	82	84	101	156	137	560	112.0	27%	26%	24%	21%	20%	23%
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	45	40	84	100	124	393	78.6	26%	25%	24%	24%	26%	25%
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	3	9	12	11	28	63	12.6	11%	23%	25%	31%	38%	28%
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	1	5	7	5	13	31	6.2	6%	24%	39%	23%	42%	28%
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	7	4	10	13	15	49	9.8	41%	27%	26%	32%	39%	33% ※
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	12	5	14	20	17	68	13.6	43%	17%	41%	34%	36%	35% ※
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	7	5	9	6	10	37	7.4	23%	29%	32%	16%	19%	22%
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	13	16	15	33	15	92	18.4	25%	26%	25%	28%	17%	24%
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	5	5	9	19	42	80	16.0	17%	14%	24%	25%	49%	30%
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	13	24	25	29	28	119	23.8	22%	41%	33%	26%	24%	28%
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	56	60	77	278	134	605	121.0	28%	21%	21%	54%	28%	33% ※
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	17	13	12	27	25	94	18.8	33%	20%	17%	27%	23%	24%
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	19	23	42	20	33	137	27.4	31%	27%	47%	19%	27%	29%
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	11	16	22	30	38	117	23.4	19%	36%	33%	27%	40%	31% ※
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	80	63	73	137	119	472	94.4	25%	19%	22%	30%	25%	25%
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	33	31	43	61	50	218	43.6	26%	21%	25%	24%	22%	24%
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	12	9	6	11	23	61	12.2	46%	25%	19%	18%	23%	24%
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	4	3	9	3	21	40	8.0	18%	18%	29%	9%	46%	26%
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	5	3	1	8	10	27	5.4	19%	18%	6%	38%	32%	24%
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	8	5	6	6	6	31	6.2	30%	36%	25%	21%	25%	26%
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	3	11	36	30	21	101	20.2	7%	17%	44%	25%	20%	25%
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	5	13	19	18	12	67	13.4	17%	20%	24%	17%	16%	19%
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	7	14	7	9	14	51	10.2	23%	34%	23%	22%	25%	26%
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	10	7	12	4	5	38	7.6	59%	29%	36%	13%	14%	27%
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	4	1	8	4	5	22	4.4	9%	2%	17%	7%	14%	10% ☆
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	2	5	2	7	7	23	4.6	14%	33%	8%	22%	21%	19%
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	1	1	7	17	17	43	8.6	9%	6%	35%	49%	30%	31%
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	17	13	30	26	38	124	24.8	15%	11%	19%	12%	18%	15% ☆
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	0	0	6	10	5	21	4.2	0%	0%	23%	26%	15%	15% ☆
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	10	6	16	7	16	55	11.0	26%	16%	30%	13%	21%	21%
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	13	8	12	10	15	58	11.6	30%	31%	38%	23%	25%	28%
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	3	9	8	9	4	33	6.6	7%	24%	23%	13%	9%	14% ☆
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	2	10	20	17	9	58	11.6	9%	24%	38%	28%	15%	25%
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	12	11	12	9	23	67	13.4	21%	33%	29%	17%	31%	26%
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	10	10	18	25	20	83	16.6	24%	29%	35%	27%	30%	29%
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	701	748	1,022	1,449	1,467	5,387	1,077.4	24%	23%	25%	26%	25%	25%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待が認められた事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待が認められた事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

※市区町村における事実確認調査は、同一事例に対して複数の市区町村が事実確認調査を実施した事例も含まれている。また、虐待の事実が認められた際に他の都道府県に報告する場合があるため、参1-2「虐待判断事例件数」と異なる場合がある。

イ。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にした障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められなかった事例

	①相談・通報件数							②虐待の事実が認められなかった事例							②/①						
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値	
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	41	48	44	73	36	242	48.4	38%	35%	25%	36%	19%	30%	
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	6	6	11	3	6	32	6.4	18%	23%	31%	9%	17%	19%	
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	1	2	5	8	6	22	4.4	17%	22%	38%	42%	30%	33%	
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	7	10	4	11	21	53	10.6	13%	17%	6%	11%	16%	13%	☆
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	8	1	3	4	11	27	5.4	30%	6%	15%	22%	68%	28%	
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	7	4	7	9	18	45	9.0	54%	20%	47%	28%	45%	38%	※
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	7	12	12	10	18	59	11.8	41%	55%	33%	21%	20%	28%	
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	8	15	28	14	23	88	17.6	24%	27%	36%	17%	20%	24%	
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	15	8	18	23	13	77	15.4	38%	28%	41%	40%	16%	31%	
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	12	23	15	18	15	83	16.6	23%	34%	13%	20%	16%	20%	
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	39	52	68	73	76	308	61.6	32%	30%	34%	29%	28%	30%	
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	38	56	70	119	107	390	78.0	28%	35%	31%	37%	32%	33%	
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	86	80	107	229	207	709	141.8	28%	24%	25%	31%	30%	29%	
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	33	46	98	47	99	323	64.6	19%	29%	28%	11%	20%	20%	
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	13	9	14	9	17	62	12.4	46%	23%	29%	25%	23%	27%	
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	3	6	2	7	7	25	5.0	17%	29%	11%	32%	23%	23%	
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	6	2	12	25	13	58	11.6	35%	13%	32%	61%	34%	39%	※
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	9	8	9	17	21	64	12.8	32%	28%	26%	29%	45%	33%	
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	11	7	8	10	10	46	9.2	35%	41%	29%	26%	19%	28%	
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	15	28	19	26	31	119	23.8	29%	45%	32%	22%	35%	31%	
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	13	9	10	28	14	74	14.8	43%	25%	27%	37%	16%	28%	
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	28	11	27	33	46	145	29.0	47%	19%	36%	30%	39%	34%	
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	70	74	127	116	137	524	104.8	35%	25%	35%	22%	28%	28%	
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	12	24	35	36	28	135	27.0	23%	38%	50%	36%	26%	34%	
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	22	34	29	51	62	198	39.6	36%	40%	33%	48%	50%	42%	※
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	12	4	24	23	8	71	14.2	21%	9%	36%	21%	8%	19%	☆
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	163	135	191	194	186	869	173.8	51%	41%	58%	43%	38%	45%	※
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	30	36	70	74	65	275	55.0	24%	25%	40%	29%	28%	30%	
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	4	18	1	9	32	64	12.8	15%	50%	3%	15%	32%	25%	
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	5	7	3	9	12	36	7.2	23%	41%	10%	26%	26%	24%	
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	10	8	2	4	5	29	5.8	37%	47%	13%	19%	16%	26%	
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	7	4	7	2	7	27	5.4	26%	29%	29%	7%	29%	23%	
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	8	6	14	27	26	81	16.2	19%	9%	17%	23%	25%	20%	
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	6	20	20	25	12	83	16.6	20%	30%	25%	24%	16%	23%	
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	9	9	8	12	16	54	10.8	29%	22%	26%	29%	29%	27%	
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	1	1	3	2	2	9	1.8	6%	4%	9%	7%	5%	6%	☆
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	23	7	9	14	15	68	13.6	50%	17%	20%	25%	41%	30%	
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	2	6	11	5	4	28	5.6	14%	40%	42%	16%	12%	23%	
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	1	5	3	9	9	27	5.4	9%	31%	15%	26%	16%	19%	
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	33	34	31	68	74	240	48.0	30%	30%	19%	32%	34%	30%	
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	0	2	2	6	11	21	4.2	0%	7%	8%	15%	32%	15%	☆
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	3	10	11	16	27	67	13.4	8%	26%	20%	29%	35%	26%	
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	11	9	2	8	10	40	8.0	25%	35%	6%	18%	16%	19%	
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	34	16	9	30	20	109	21.8	83%	42%	26%	45%	43%	48%	※
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	1	14	9	11	9	44	8.8	5%	33%	17%	18%	15%	19%	☆
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	15	8	20	31	18	92	18.4	26%	24%	48%	58%	24%	35%	
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	11	9	9	29	18	76	15.2	27%	26%	17%	31%	27%	26%	
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	899	943	1,241	1,607	1,628	6,318	1,263.6	31%	29%	30%	29%	28%	29%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待が認められなかった事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待が認められなかった事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

ウ。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別のみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例

	①相談・通報件数							②虐待の判断に至らなかった事例							②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	30	46	71	62	111	320	64.0	28%	34%	40%	31%	58%	39%
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	10	6	17	10	20	63	12.6	30%	23%	47%	29%	56%	38%
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	1	2	4	8	9	24	4.8	17%	22%	31%	42%	45%	36%
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	26	25	11	27	23	112	22.4	46%	43%	16%	28%	18%	28%
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	6	7	9	4	4	30	6.0	22%	41%	45%	22%	25%	31%
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	1	9	4	16	9	39	7.8	8%	45%	27%	50%	23%	33%
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	4	3	11	14	38	70	14.0	24%	14%	31%	29%	43%	33%
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	14	11	23	36	47	131	26.2	41%	20%	30%	43%	40%	36%
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	19	13	15	29	53	129	25.8	48%	45%	34%	50%	66%	51%
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	23	21	30	20	31	125	25.0	43%	31%	27%	23%	33%	30%
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	39	54	79	94	121	387	77.4	32%	32%	40%	38%	45%	38%
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	39	64	109	105	110	427	85.4	29%	40%	48%	33%	33%	36%
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	97	147	174	259	260	937	187.4	32%	45%	41%	36%	38%	38%
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	64	58	183	202	209	716	143.2	37%	36%	52%	48%	43%	45%
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	8	20	20	12	25	85	17.0	29%	50%	42%	33%	34%	38%
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	9	8	6	9	9	41	8.2	50%	38%	33%	41%	29%	37%
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	3	3	12	9	6	33	6.6	18%	20%	32%	22%	16%	22%
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	7	12	10	8	2	39	7.8	25%	41%	29%	14%	4%	20%
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	3	4	10	12	25	54	10.8	10%	24%	36%	32%	47%	32%
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	16	18	20	53	32	139	27.8	31%	29%	33%	45%	36%	37%
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	4	7	18	18	36	83	16.6	13%	19%	49%	24%	42%	32%
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	17	20	23	39	27	126	25.2	28%	34%	31%	35%	23%	30%
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	44	43	92	107	140	426	85.2	22%	15%	26%	21%	29%	23%
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	22	21	31	29	54	157	31.4	42%	33%	44%	29%	50%	40%
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	5	19	12	16	18	70	14.0	8%	22%	13%	15%	15%	15%
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	31	18	13	32	48	142	28.4	54%	40%	19%	29%	50%	38%
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	64	60	81	91	136	432	86.4	20%	18%	24%	20%	28%	23%
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	46	74	45	97	103	365	73.0	37%	51%	26%	39%	45%	39%
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	2	6	14	29	37	88	17.6	8%	17%	44%	47%	37%	34%
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	7	7	11	6	12	43	8.6	32%	41%	35%	17%	26%	28%
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	8	3	6	7	11	35	7.0	30%	18%	38%	33%	35%	31%
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	8	5	11	18	7	49	9.8	30%	36%	46%	64%	29%	42%
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	29	45	40	36	37	187	37.4	69%	69%	49%	31%	36%	46%
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	12	17	17	34	26	106	21.2	40%	26%	22%	32%	35%	30%
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	11	17	16	17	21	82	16.4	35%	41%	52%	41%	38%	41%
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	6	11	6	21	22	66	13.2	35%	46%	18%	70%	59%	47%
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	17	21	16	22	18	94	18.8	37%	51%	35%	40%	49%	42%
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	6	3	6	17	21	53	10.6	43%	20%	23%	53%	62%	44%
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	6	3	4	10	16	39	7.8	55%	19%	20%	29%	28%	28%
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	33	42	67	69	49	260	52.0	30%	37%	42%	33%	23%	32%
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	3	5	4	11	15	38	7.6	21%	17%	15%	28%	44%	27%
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	11	6	10	20	25	72	14.4	29%	16%	19%	36%	32%	27%
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	12	7	13	17	31	80	16.0	27%	27%	41%	39%	51%	39%
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	2	8	18	17	24	69	13.8	5%	21%	51%	25%	51%	30%
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	11	10	7	20	24	72	14.4	50%	24%	13%	33%	41%	31%
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	26	10	8	11	29	84	16.8	45%	30%	19%	21%	39%	32%
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	13	8	15	24	23	83	16.6	32%	23%	29%	26%	35%	29%
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	875	1,027	1,422	1,824	2,154	7,302	1,460.4	31%	32%	35%	32%	37%	34%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待の判断に至らなかった事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待の判断に至らなかった事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

(2) 事実確認調査を行っていない事例件数の状況(都道府県別)

◆「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況(都道府県別)

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②:【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数							②調査不要と判断した件数							②/①					
	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R02	R03	R04	R05	R06	5ヶ年 平均値
北海道	108	136	177	203	192	816	163.2	4	6	13	13	6	42	8.4	4%	4%	7%	6%	3%	5%
青森県	33	26	36	34	36	165	33.0	0	3	1	5	1	10	2.0	0%	12%	3%	15%	3%	6%
岩手県	6	9	13	19	20	67	13.4	0	0	2	0	0	2	0.4	0%	0%	15%	0%	0%	3%
宮城県	56	58	67	96	129	406	81.2	4	14	30	17	64	129	25.8	7%	24%	45%	18%	50%	32%
秋田県	27	17	20	18	16	98	19.6	7	2	1	2	1	13	2.6	26%	12%	5%	11%	6%	13%
山形県	13	20	15	32	40	120	24.0	1	0	1	1	2	5	1.0	8%	0%	7%	3%	5%	4%
福島県	17	22	36	48	88	211	42.2	1	1	1	2	3	8	1.6	6%	5%	3%	4%	3%	4%
茨城県	34	55	77	84	117	367	73.4	1	8	11	8	3	31	6.2	3%	15%	14%	10%	3%	8%
栃木県	40	29	44	58	80	251	50.2	0	1	1	2	2	6	1.2	0%	3%	2%	3%	3%	2%
群馬県	53	68	112	88	93	414	82.8	7	13	33	30	26	109	21.8	13%	19%	29%	34%	28%	26%
埼玉県	123	171	200	249	267	1,010	202.0	3	23	7	23	10	66	13.2	2%	13%	4%	9%	4%	7%
千葉県	134	161	225	320	330	1,170	234.0	11	14	10	15	20	70	14.0	8%	9%	4%	5%	6%	6%
東京都	307	329	428	728	688	2,480	496.0	36	18	26	71	42	193	38.6	12%	5%	6%	10%	6%	8%
神奈川県	171	160	352	419	485	1,587	317.4	17	7	5	31	36	96	19.2	10%	4%	1%	7%	7%	6%
新潟県	28	40	48	36	74	226	45.2	3	2	1	1	4	11	2.2	11%	5%	2%	3%	5%	5%
富山県	18	21	18	22	31	110	22.0	0	1	3	0	2	6	1.2	0%	5%	17%	0%	6%	5%
石川県	17	15	38	41	38	149	29.8	1	2	2	2	1	8	1.6	6%	13%	5%	5%	3%	5%
福井県	28	29	34	58	47	196	39.2	0	3	1	3	1	8	1.6	0%	10%	3%	5%	2%	4%
山梨県	31	17	28	38	53	167	33.4	3	0	3	2	3	11	2.2	10%	0%	11%	5%	6%	7%
長野県	52	62	60	118	88	380	76.0	4	1	2	4	9	20	4.0	8%	2%	3%	3%	10%	5%
岐阜県	30	36	37	75	85	263	52.6	0	1	0	3	2	6	1.2	0%	3%	0%	4%	2%	2%
静岡県	60	58	75	111	117	421	84.2	1	1	2	4	6	14	2.8	2%	2%	3%	4%	5%	3%
愛知県	200	291	360	519	487	1,857	371.4	25	108	54	114	108	409	81.8	13%	37%	15%	22%	22%	22%
三重県	52	64	70	99	107	392	78.4	2	3	2	2	6	15	3.0	4%	5%	3%	2%	6%	4%
滋賀県	61	86	89	107	123	466	93.2	3	1	6	9	9	28	5.6	5%	1%	7%	8%	7%	6%
京都府	57	45	67	110	96	375	75.0	1	2	3	3	2	11	2.2	2%	4%	4%	3%	2%	3%
大阪府	322	331	331	452	481	1,917	383.4	17	11	11	9	11	59	11.8	5%	3%	3%	2%	2%	3%
兵庫県	126	145	174	251	229	925	185.0	10	3	7	7	4	31	6.2	8%	2%	4%	3%	2%	3%
奈良県	26	36	32	62	101	257	51.4	3	1	7	12	8	31	6.2	12%	3%	22%	19%	8%	12%
和歌山県	22	17	31	35	46	151	30.2	0	0	1	2	1	4	0.8	0%	0%	3%	6%	2%	3%
鳥取県	27	17	16	21	31	112	22.4	3	1	5	2	0	11	2.2	11%	6%	31%	10%	0%	10%
島根県	27	14	24	28	24	117	23.4	3	0	0	3	1	7	1.4	11%	0%	0%	11%	4%	6%
岡山県	42	65	81	118	103	409	81.8	1	4	3	20	24	52	10.4	2%	6%	4%	17%	23%	13%
広島県	30	66	79	105	75	355	71.0	7	14	22	22	15	80	16.0	23%	21%	28%	21%	20%	23%
山口県	31	41	31	41	55	199	39.8	1	1	2	2	4	10	2.0	3%	2%	6%	5%	7%	5%
徳島県	17	24	33	30	37	141	28.2	0	4	10	3	7	24	4.8	0%	17%	30%	10%	19%	17%
香川県	46	41	46	55	37	225	45.0	2	7	2	5	1	17	3.4	4%	17%	4%	9%	3%	8%
愛媛県	14	15	26	32	34	121	24.2	1	0	6	0	0	7	1.4	7%	0%	23%	0%	0%	6%
高知県	11	16	20	35	57	139	27.8	1	3	3	1	2	10	2.0	9%	19%	15%	3%	4%	7%
福岡県	110	114	161	211	215	811	162.2	21	13	22	32	50	138	27.6	19%	11%	14%	15%	23%	17%
佐賀県	14	29	26	39	34	142	28.4	0	0	0	1	1	2	0.4	0%	0%	0%	3%	3%	1%
長崎県	38	38	54	55	77	262	52.4	13	12	12	8	6	51	10.2	34%	32%	22%	15%	8%	19%
熊本県	44	26	32	44	61	207	41.4	5	1	2	4	6	18	3.6	11%	4%	6%	9%	10%	9%
大分県	41	38	35	67	47	228	45.6	3	3	0	3	4	13	2.6	7%	8%	0%	4%	9%	6%
宮崎県	22	42	52	60	59	235	47.0	7	5	12	7	9	40	8.0	32%	12%	23%	12%	15%	17%
鹿児島県	58	33	42	53	74	260	52.0	10	5	1	0	3	19	3.8	17%	15%	2%	0%	4%	7%
沖縄県	41	35	52	94	66	288	57.6	5	4	3	8	10	30	6.0	12%	11%	6%	9%	15%	10%
合計	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870	21,665	4,333.0	248	327	352	518	536	1,981	396.2	9%	10%	9%	9%	9%	9%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「調査不要と判断した件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。